

子ども・子育て会議	
資料 1	R1.11.12

第2期 木津川市子ども・子育て支援 事業計画（案）

令和元年11月

木津川市

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定体制と策定の経緯	4
第2章 木津川市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1. 人口・世帯・人口動態等	5
2. 女性の就業状況	8
3. 特別な配慮を必要とする子どもの状況	9
4. 木津川市の「子育て支援No.1のまちづくりの取組み」について	11
5. 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）	13
6. 第1期計画の主な事業の実施状況	20
7. 第1期計画の進捗状況	23
第3章 計画の基本的な考え方	26
1. 子ども・子育て支援の基本理念	26
2. 計画の基本目標	27
3. 施策の体系	28
第4章 目標実現のための施策の展開	29
基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり	29
基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり	33
基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり.....	39
基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進	45
基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり	48
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制	50
1. 子ども・子育て支援制度の概要	50
2. 将来フレーム（将来の子ども人口）	55
3. 教育・保育提供区域	56
4. 教育・保育の量の見込みと確保の内容	58
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	61
第6章 計画の推進体制	74
1. 計画の推進主体と連携の強化	74
2. 計画の進行管理	75
資料編	76

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

本市においては、すべての子育て世帯が安心して子どもを産み、喜びと楽しみを感じながら、子育てを営むことができるまちづくり、また、次代の社会を担う子どもたちが、健やかに成長することができるまちづくりをめざし、平成27年3月に、計画期間を平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの5年間とする「木津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画の終了期間は平成31年度（令和元年度）となっていました。

全国的に人口減少社会を迎えているなかで、本市では人口増加が進み、子育て世代の増加とともに、子ども人口も増加しています。また、女性の就労ニーズの高まりのなかで、保育所の利用ニーズも増加し、年度の途中には待機児童が出ています。

国においてはこれまで、エンゼルプラン（平成6年）をはじめとした次世代育成支援対策推進法（平成15年）など少子化対策を推進してきましたが、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成29年時点で1.43と人口置換水準に比べ依然低い数値で推移しています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。これらの法に基づき、木津川市で子どもを産みたい、子どもを育てていきたいと思えるような環境を築き、切れ目のない支援を行うために、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から計画的に事業を進めてきました。また、平成29年度には、本計画期間の中間年度を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、一部の事業において中間見直しを行いました。

「第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画」は、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」のこれまでの取組みと課題を踏まえるとともに、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止や子どもの貧困対策などすべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう策定しました。

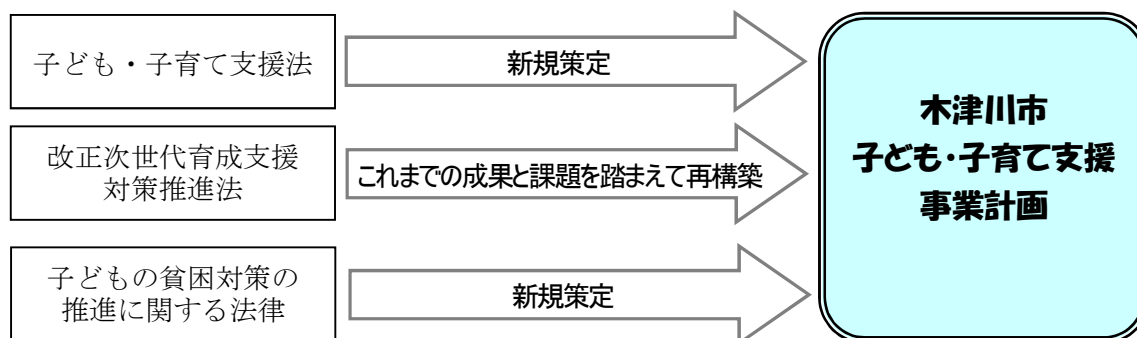
2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項*に定める市町村計画です。

また、本計画には、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項*において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援地域行動計画）」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項*に努力義務として定められている「子どもの貧困対策推進計画」を包含します。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。

■本計画の法的根拠



■参考／子ども・子育て支援法の市町村計画について

「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■参考／改正次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画について

「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■参考／子どもの貧困対策推進計画について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項

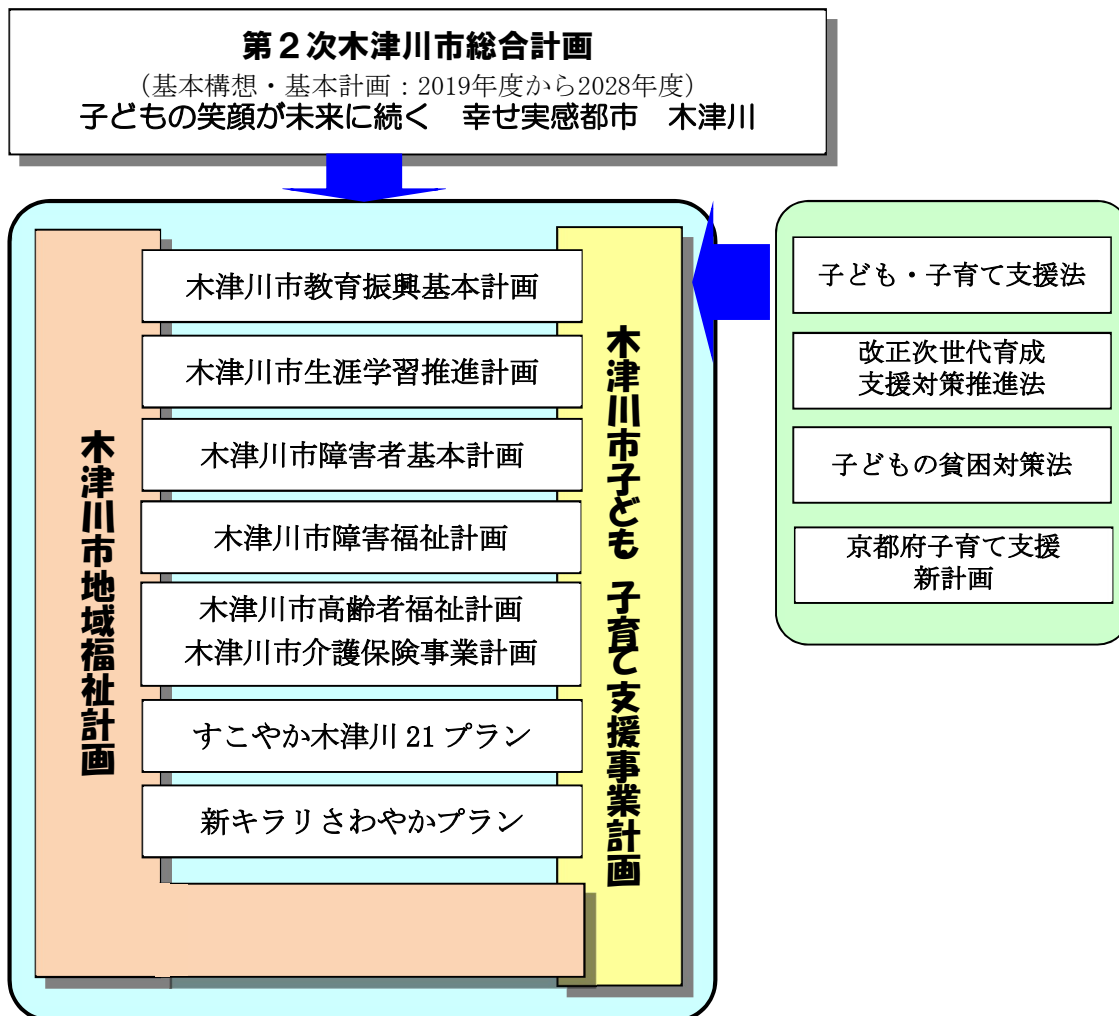
市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「木津川市総合計画」の部門別個別計画として位置づけられます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律や京都府子育て支援新計画とともに、関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。

■計画の位置づけ



3. 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

■参考／子ども・子育て支援法の「子ども」の定義

「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4. 計画の期間

本計画は、令和2年度～6年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画					第2期 子ども・子育て支援事業計画					
●中間見直し					●改定			●改定		

5. 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 木津川市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、市民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「木津川市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 計画策定に伴うアンケート調査

計画策定に伴う基礎資料とするため、アンケート調査によって得られた市民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

(3) 関係団体ヒアリング

アンケート調査では把握しきれない定性的な子ども・子育てニーズ等を把握するため、子育て関係団体を対象にヒアリング調査を行い、本計画の策定に反映しています。

(4) パブリックコメントの実施

市民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

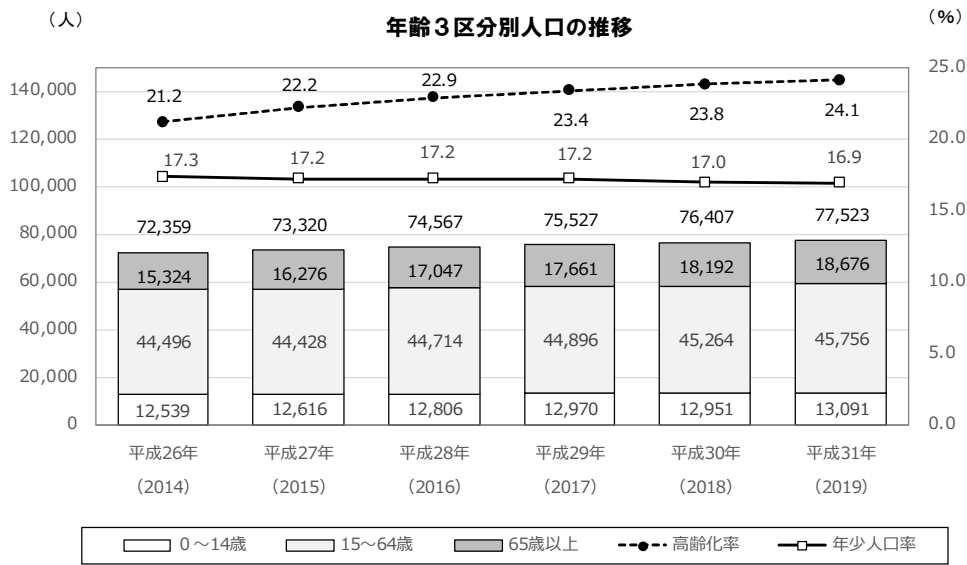
第2章 木津川市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 人口・世帯・人口動態等

(1) 総人口の推移

本市の総人口は年々増加しており、平成26年の72,359人から、平成31年には77,523人と、5年間で5,164人増加しています。

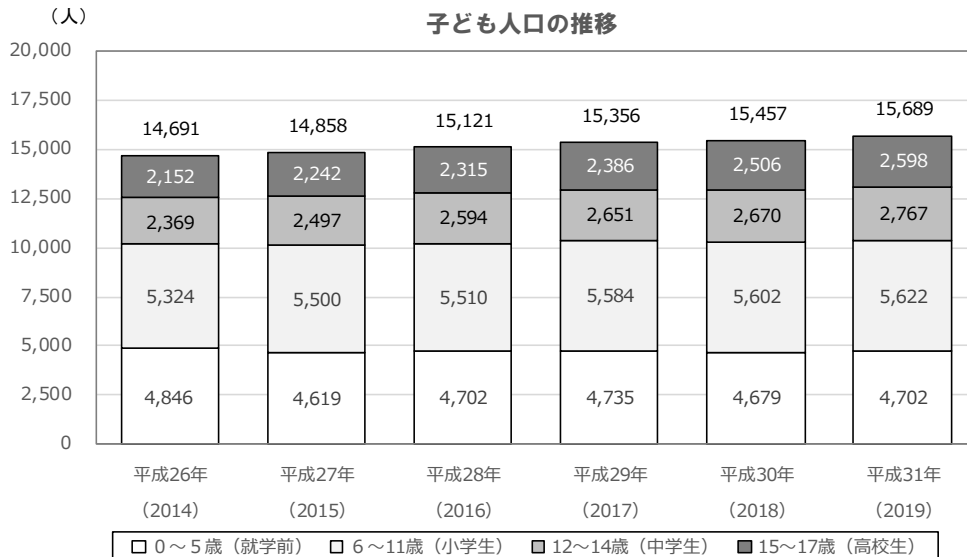
また、65歳以上の高齢化率が平成31年には24.1%と、平成26年と比較して2.9ポイント増加している一方で、高齢化率の増加に伴い、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の比率は減少しています。



※住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、0～5歳（就学前児童）は概ね横ばいで推移していますが、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）は一貫して増加傾向となっています。

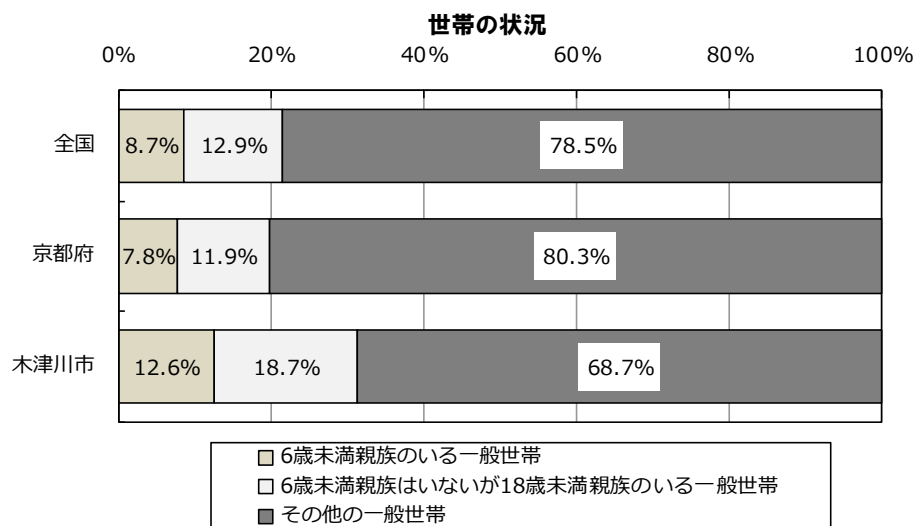


※住民基本台帳（各年3月末時点）

(3) 世帯構造

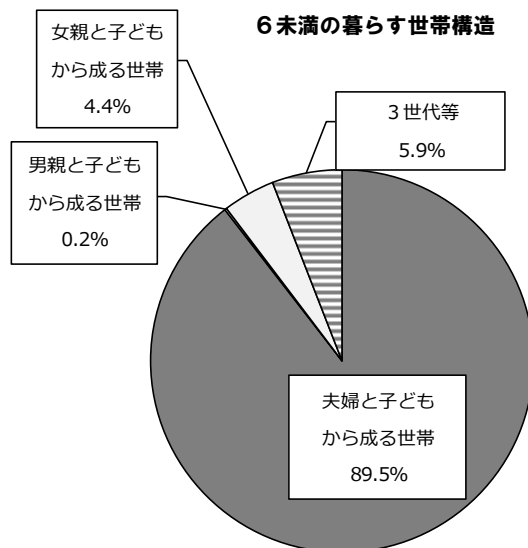
①子どものいる世帯

本市の世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は12.6%、6歳未満は
ないが18歳未満の子どもがいる一般世帯は18.7%で、これらを合わせた18歳未満の子
どもがいる世帯は31.3%となり、全国水準や京都府水準を上回っており、本市は子どもが
いる世帯の割合が、全国・京都府の水準より高いことがわかります。



※国勢調査（平成27年）

6歳未満の子ども（2,287人）のいる世帯は1,765世帯であり、うち94.0%が核家族
となっています。



	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	13,964	37,472	2,287
6歳未満がいる世帯	1,765	6,976	2,287
核家族	1,659	6,411	2,154
夫婦と子どもから成る世帯	1,578	6,175	2,055
男親と子どもから成る世帯	3	10	3
女親と子どもから成る世帯	78	226	96
3世代等	104	551	130

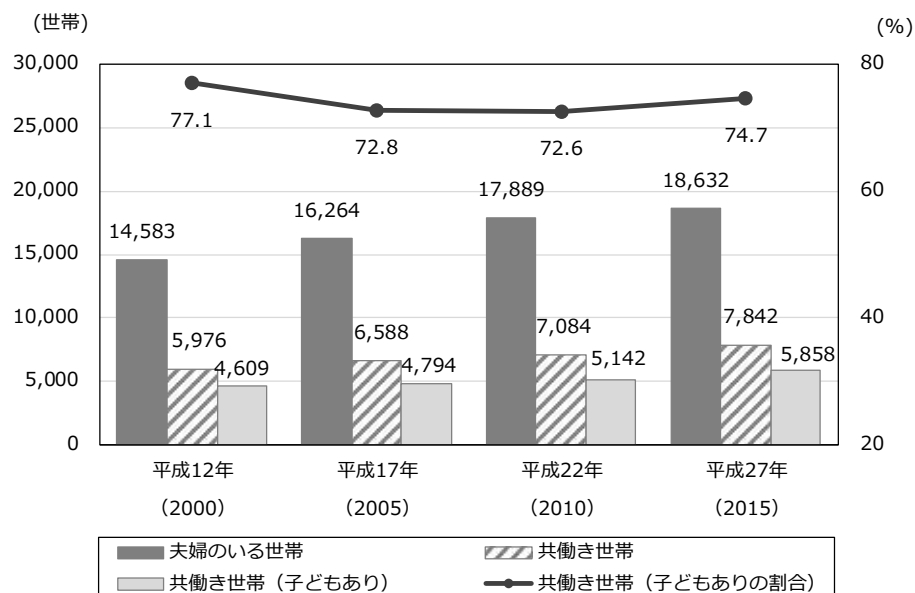
※国勢調査（平成27年）

※6歳未満がいる世帯の合計は「非親族を含む世帯」を含む

②共働き世帯の推移

夫婦のいる一般世帯数のうち、夫婦がともに就労している共働き世帯は増加し、平成27年には7,842世帯となっています。共働き世帯のうち、子どもありの世帯も増加し、平成27年には5,858世帯となっています。共働き世帯に占める子どもありの世帯の割合は、平成12年の77.1%が、平成27年には74.7%と低下しています。

■共働き世帯の推移

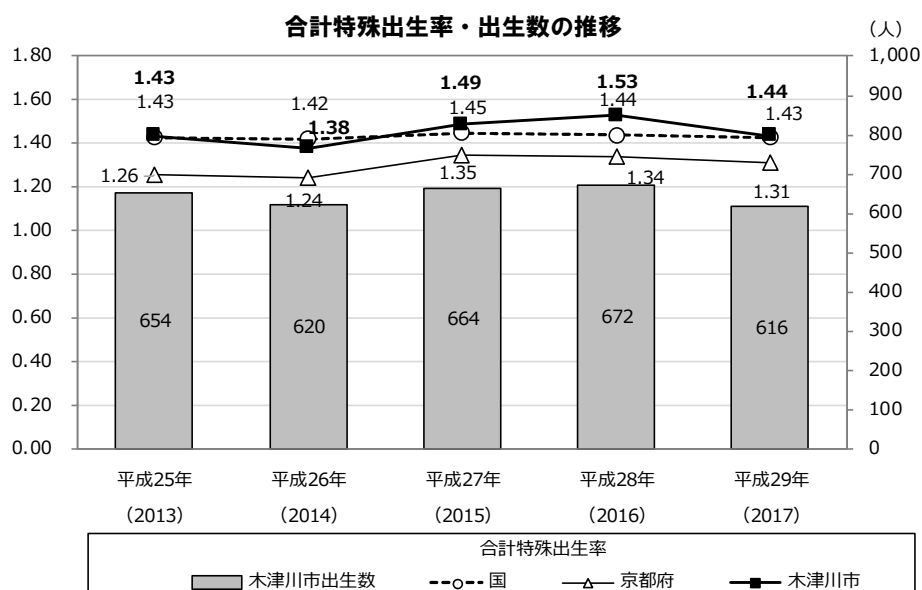


※国勢調査 (平成 27 年)

(4) 出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、平成 25 年以降は全国値と同程度かやや上回る数値で推移しており、一貫して京都府よりも高くなっています。

出生数についても、毎年 600 人以上で推移しています。

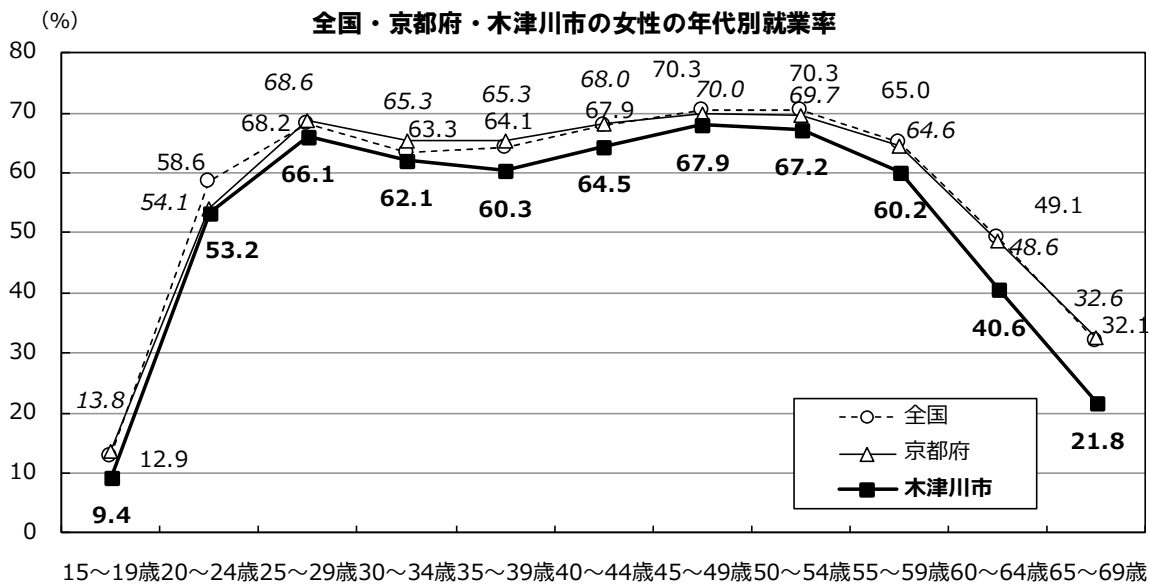


※合計特殊出生率 (国、京都府：人口動態統計)、木津川市 (出生数、女性人口により独自算出)

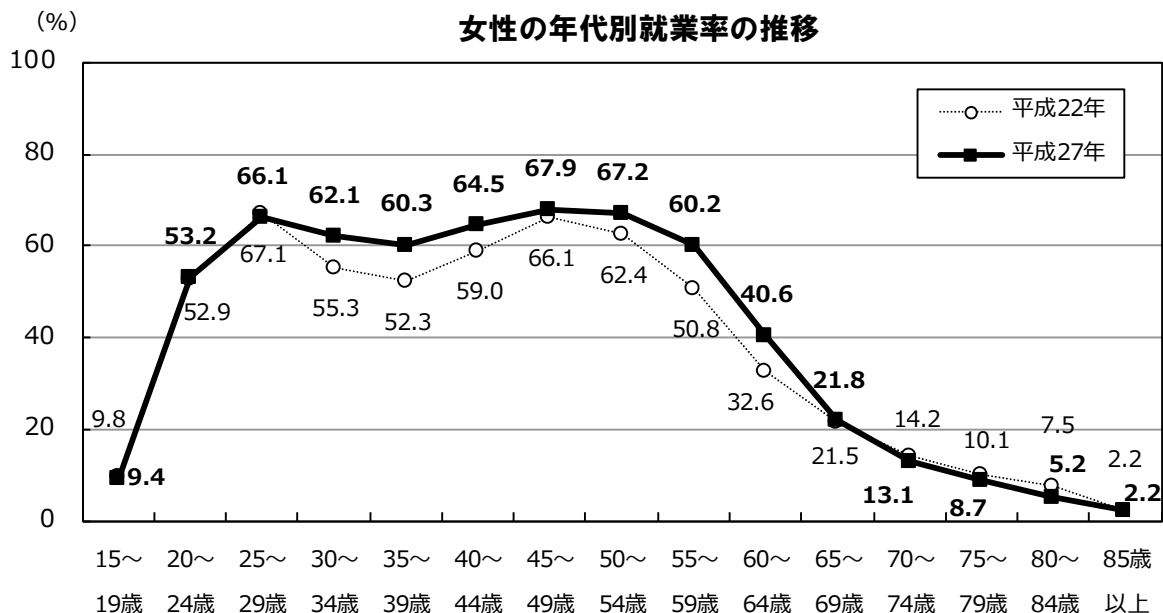
※出生数：人口動態統計

2. 女性の就業状況

平成27年の女性の年代別の就業率は、各年齢層において全体的に全国・京都府と比べてやや低い割合となっています。



また、木津川市の女性の平成27年の就業率を、平成22年の就業率と比較すると、5年間でほとんどの世代の就業率が増加しており、とりわけ35～39歳の就業率が、52.3%から60.3%と、8.0ポイント増加しており、M字カーブが緩やかになっています。



3. 特別な配慮を必要とする子どもの状況

(1) 児童虐待件数

児童虐待相談等の新規相談受付件数の状況を見ると、平成30年度で140件、そのうち虐待が119件と多く、この4年間で倍増しています。

継続件数を含めた相談件数も年々増加しており、平成30年度対応件数の9割程度が虐待相談となっています。

■児童虐待相談等の状況

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規相談受付件数	136	144	119	169	140
うち虐待	63	82	46	112	119
うち養護(虐待除く)	54	56	71	54	16
うち非行	1	0	0	0	0
うちDV	0	0	0	0	5
その他	18	6	2	3	0

※市調べ(各年度末現在)

■継続件数を含めた相談件数

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対応件数	196	231	218	276	291
うち虐待	110	173	136	200	262

※市調べ(各年度末現在)

(2) 障がいのある子どもの状況

平成26年度から平成30年度の身体・知的障がいのある子ども(18歳未満)の推移を見ると、身体障がいのある子どもは横ばい、知的障がいのある子どもは増加傾向にあり、平成30年度末で身体障害者手帳所持者は58人、療育手帳所持者は192人となっています。

■身体障害者手帳所持者(18歳未満)

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1級	24	23	23	24	27
2級	8	6	5	9	9
3級	8	9	10	7	7
4級	5	5	8	8	7
5級	2	1	1	1	1
6級	10	9	7	8	7
合計	57	53	54	57	58

※市調べ(各年度末現在)

【本文中の表記について】「障がい」の表記については、障害の「害」の字をひらがな表記としています。ただし、国の法令に基づく制度や組織名などの固有名詞は、そのとおりの表記としています。

■療育手帳所持者（18歳未満）

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
A(最重度・重度)	52	51	53	50	55
B(中度・軽度)	113	114	129	128	137
合計	165	165	182	178	192

※市調べ（各年度末現在）

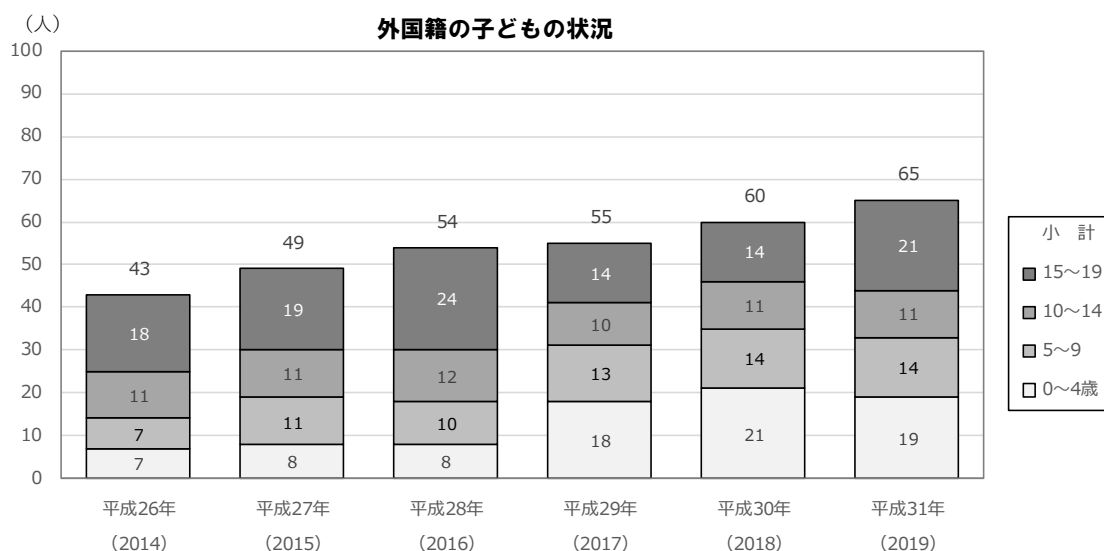
（3）生活保護世帯における母子世帯の推移

生活保護世帯における母子世帯の推移をみると、平成26年度末の57世帯から、平成30年度末では53世帯と微減しています。また、生活保護世帯総数に占める割合は、平成26年度末の15.8%が、平成30年度末では13.5%と低下しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子世帯(世帯)	57	54	50	48	53
生活保護世帯(世帯)	360	378	390	382	394
生活保護世帯総数に占める割合(%)	15.8	14.3	12.8	12.6	13.5

（4）外国籍の子どもの状況

木津川市の平成 31 年 1 月 1 日現在の外国人数は 560 人で、総人口 77,188 人の 0.7% を占めています。そのうち、20 歳未満の外国人数は 65 人で、平成 26 年に比べ 22 人増加しています。



※総務省（人動態統計）

4. 木津川市の「子育て支援No.1のまちづくりの取組み」について

本市では、「育てよう未来にはばたく子どもたち～子育て支援 No.1のまちを築こう～」を基本理念に、施策の充実を図ってきました。具体的には、幼稚園関係、保育所関係、子育て支援センター、つどいのひろば、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童虐待・子育て相談、病児・病後児保育、大学との連携、子育て支援医療制度などの各分野で取り組んできました。

(平成27年4月以降～)

■幼稚園関係

実施日	実施事業
平成27年4月	子ども・子育て支援新制度 開始
平成27年4月	京都府・木津川市第3子以降保育料無償化事業 開始
平成27年9月	幼稚園通園バス車両更新(2台)
平成30年4月	市立幼稚園預かり保育試行実施 開始
平成31年4月	市立幼稚園預かり保育実施要件緩和
令和元年10月	幼児教育・保育無償化 開始
令和2年1月 (予定)	幼稚園通園バス車両更新(2台)

■保育所関係

実施日	実施事業
平成27年4月	木津さくらの森保育園開所
平成27年4月	子ども・子育て支援新制度開始
平成27年4月	京都府・木津川市第3子以降保育料無償化事業開始
平成29年4月	市内民間保育園6園が認定こども園へ移行
平成29年4月	認定こども園藍咲学園開所
平成30年5月	梅美台こども園 病児保育事業開始
平成30年8月	おうち保育室sora 家庭的保育事業開始
平成30年9月	保育料等の未婚ひとり親世帯への寡婦(夫)控除みなし適用開始
平成30年10月	相楽台保育園統廃合に伴う兜台保育園との交流事業実施
平成31年4月	兜台保育園の民営化・認定こども園へ移行、一時預かり開始
平成31年4月	キティールーム 小規模保育事業開始
平成31年4月	みのりるーむたんぼぼ 家庭的保育事業開始
平成31年4月	みのりるーむひまわり 家庭的保育事業開始
平成31年4月	認定こども園木津さくらの森 病児保育事業開始
平成31年4月	育児・介護休業法の改正により、育児休業中の認定期間を延長
令和元年9月	かもめ保育園 小規模保育事業開始
令和元年10月	幼児教育・保育無償化 開始

■つどいのひろば

実施日	実施事業
平成29年4月	げんきっ子開設
平成31年4月	ぽけっと開設

■放課後児童クラブ

実施日	実施事業
平成27年10月	児童クラブ増設(20→21 か所)
平成27年11月	児童クラブ増設(21→22 か所)
平成28年4月	児童クラブ増設(22→23 か所)
平成29年4月	民間児童クラブ AISAkids 開設
平成29年4月	児童クラブ増設(23→24 か所)
平成30年3月	児童クラブ増設(24→25 か所)
平成31年4月	児童クラブ増設(25→27 か所)

■放課後子ども教室

実施日	実施事業
平成28年12月	放課後子ども教室公民館出前子ども広場(南加茂台小)開設
平成29年3月	放課後子ども教室きつひろば(木津小)開設
平成30年10月	放課後子ども教室みのりっ子ひろば(城山台小)開設
令和元年11月 (予定)	放課後子ども教室なでしこひろば(上狛小)開設

■児童虐待・子育て相談など

実施日	実施事業
平成29年11月	児童虐待通報専用ダイヤルの設置
平成30年1月	子育て世代包括支援センター「宝箱」開設

■病児・病後児保育

実施日	実施事業
平成27年4月	病児・病後児保育事業開始

■大学との連携

実施日	実施事業
平成29年8月	子どもの睡眠リズム改善プロジェクトに関する調査共同研究契約締結

■子育て支援医療制度

実施日	実施事業
平成27年9月	外来医療費・入院医療費ともに中学校卒業まで助成対象を拡大 入院 自己負担額200円/月(1医療機関) 外来 自己負担額200円/月(1医療機関)

5. 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）

（1）調査の概要

本調査は、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため実施したものです。

①調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	平成31年 2月7日～2月28日	郵送による 配布・回収
小学生アンケート	市内の小学生児童（小学1～6年生）の保護者	平成31年 2月7日～2月28日	

※調査基準日：平成31年2月1日

②配布と回収状況

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	今回	2,000票	933票	46.7%
	【参考】前回	2,900票	1,639票	56.5%
小学生アンケート	今回	2,000票	930票	46.5%
	【参考】前回	1,400票	1,012票	72.3%

※前回の小学生アンケート調査は、対象が小学2年生と5年生のみとなっています。

（2）調査の結果からみる特徴と課題

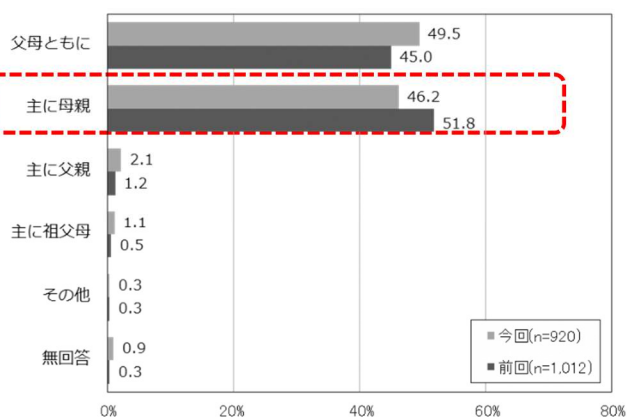
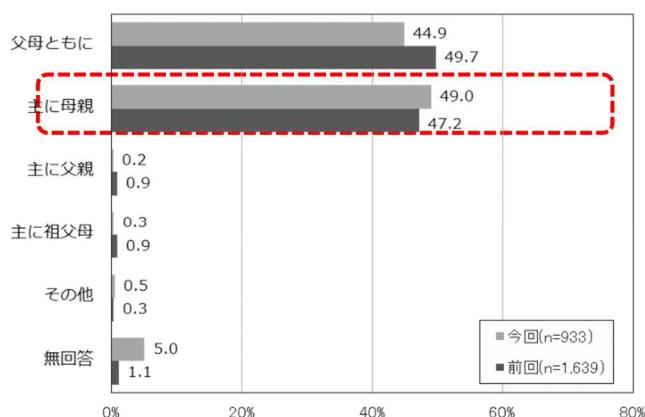
課題1 子育てを支援する地域社会づくり

★子育てを主に行っている方は、就学前・小学生の保護者ともに5割弱が「母親」です。

⇒さらなる「父親」の育児参加が求められています。

[就学前児童保護者]

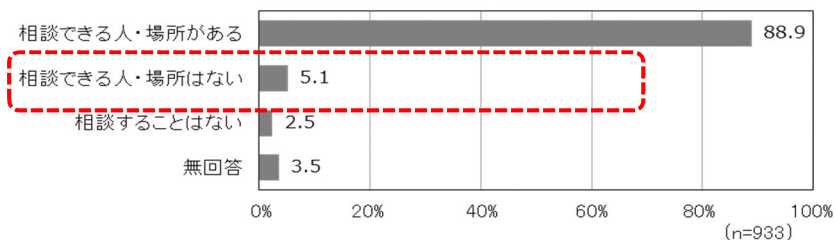
[小学生保護者]



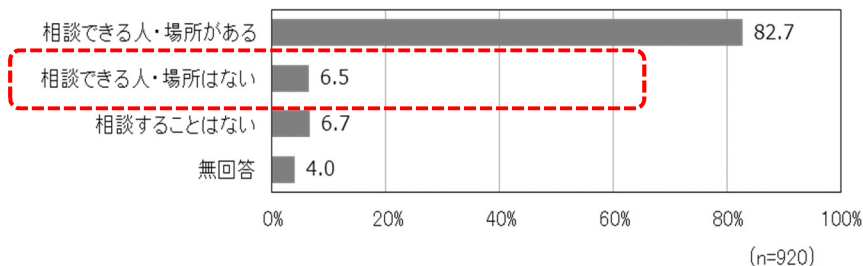
★相談相手がない方が就学前・小学生の保護者ともに1割弱です。

⇒相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりが必要です。

[就学前児童保護者]



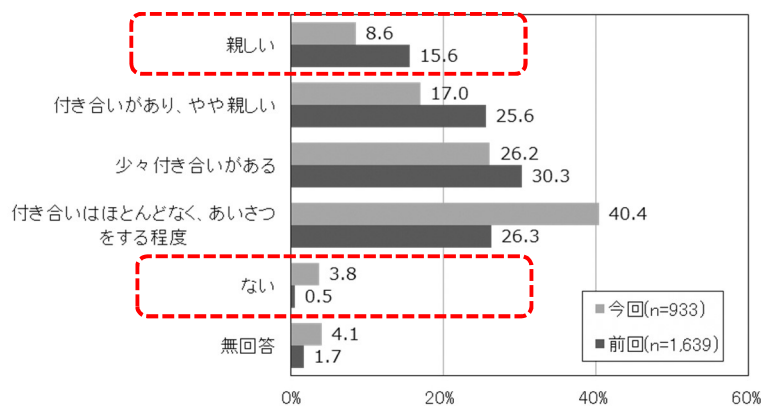
[小学生保護者]



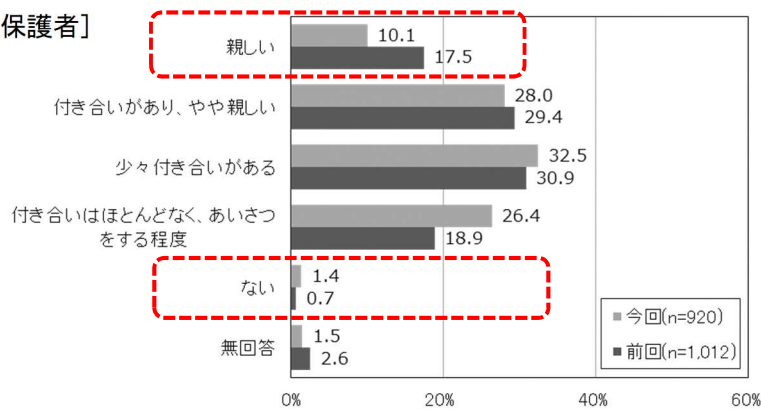
★近所づきあいは、「親しい」「付き合いがあり、やや親しい」の割合は、前回調査に比べ減少しています。

⇒地域全体で子育てを支援するためには、地域交流を促進することが必要です。

[就学前児童保護者]



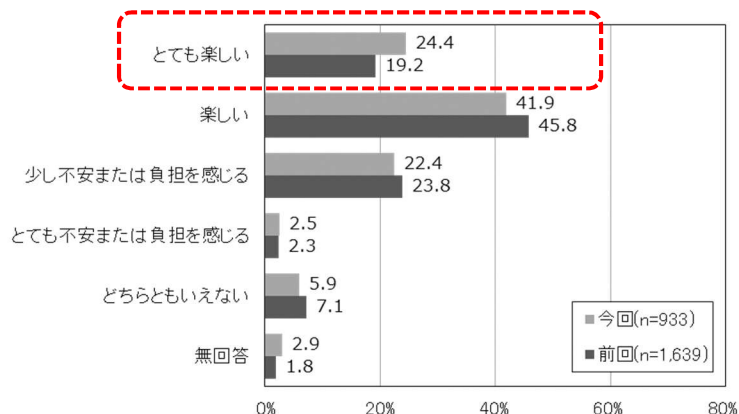
[小学生保護者]



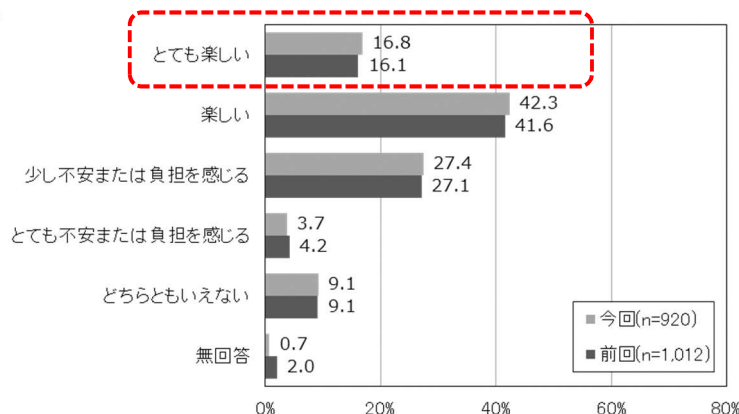
★子育てを楽しんでいる人は増加していますが、不安または負担を感じる方は、前回の調査に比べ大きく減少していません。

⇒子育ての負担を減らすことや安心して子育てできる環境づくりが重要です。

[就学前児童保護者]



[小学生保護者]

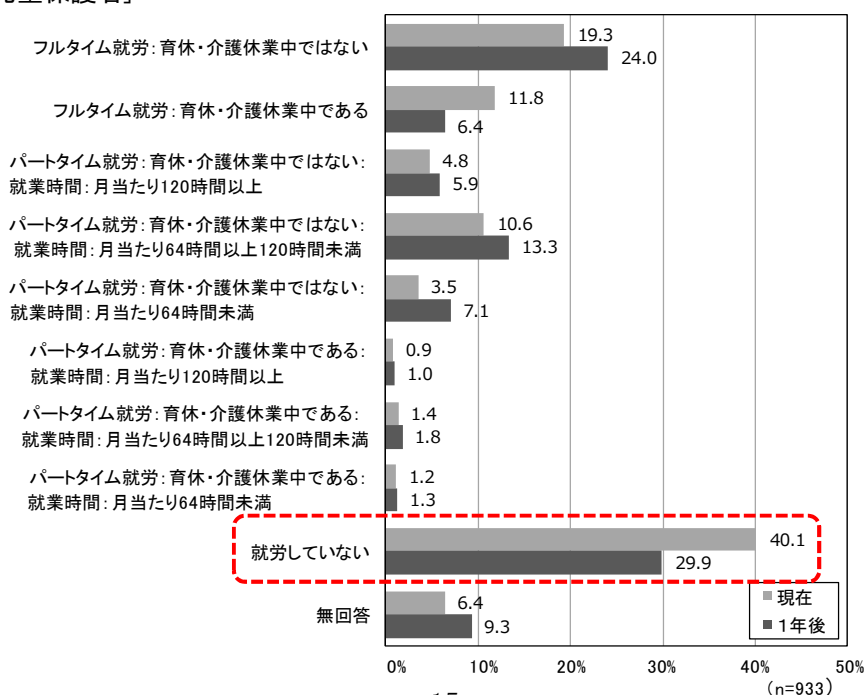


課題2 幼児期の教育・保育の充実

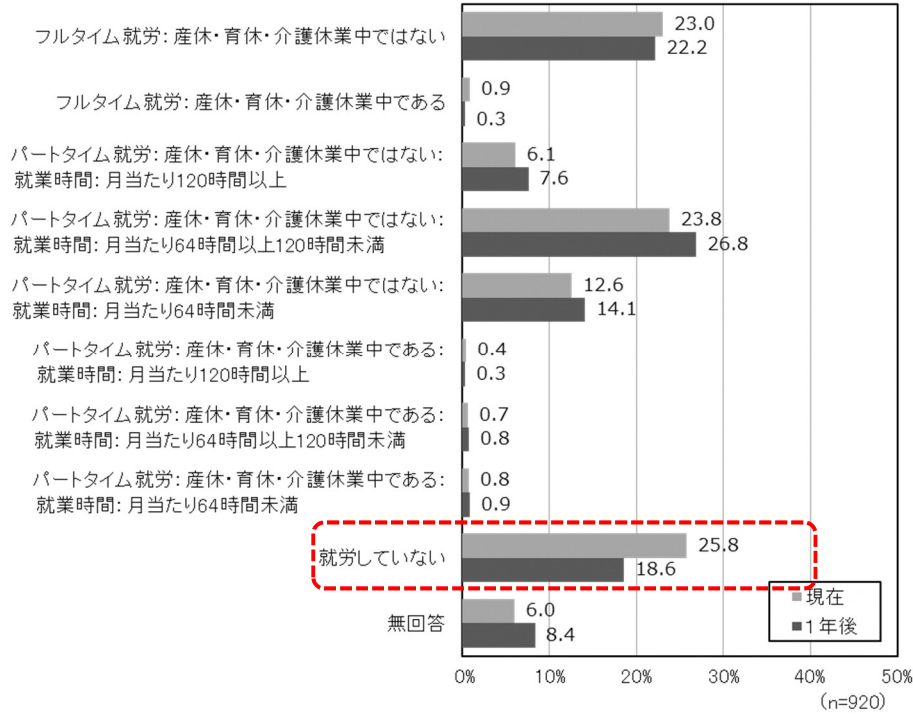
★母親の就労状況は、就学前・小学生の保護者ともに1年後に「就労していない」方が減少しています。

⇒保育の利用意向のさらなる高まりが想定されます。

[就学前児童保護者]



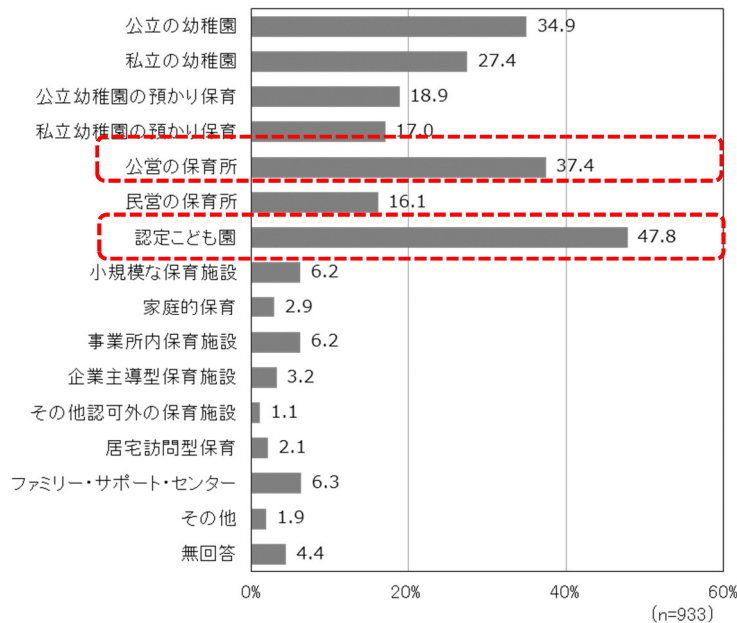
[小学生保護者]



★利用したい教育・保育事業は「公立の保育所」「認定こども園」が高くなっています。

⇒保護者の就労意向の高まりや、幼児期の教育・保育の無償化により、保育ニーズの増加が想定されます。

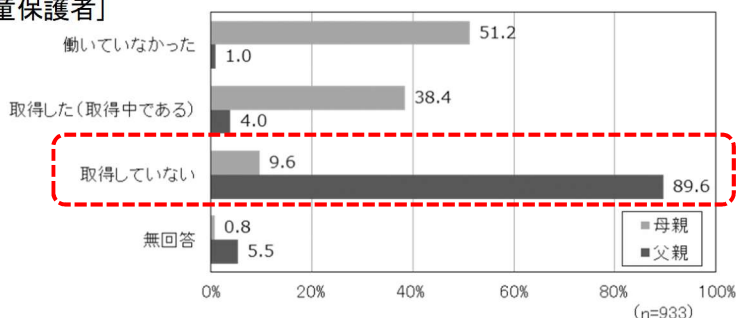
[就学前児童保護者]



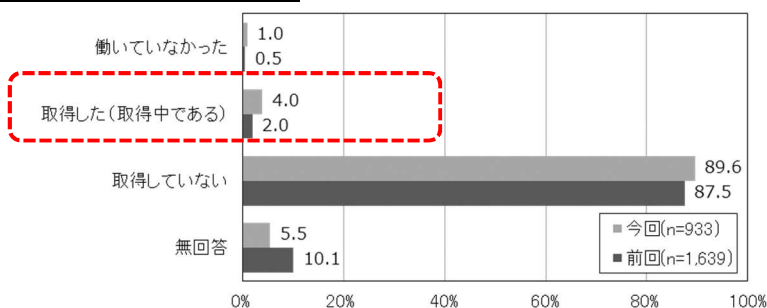
課題3 仕事と子育ての両立支援

★育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」は母親が38.4%、父親が4.0%。父親は、前回調査に比べ「取得した（取得中である）」はやや増加しているものの、「取得していない」が9割程度です。⇒父親の育児参加に向けて、制度の周知等が必要です。

[就学前児童保護者]



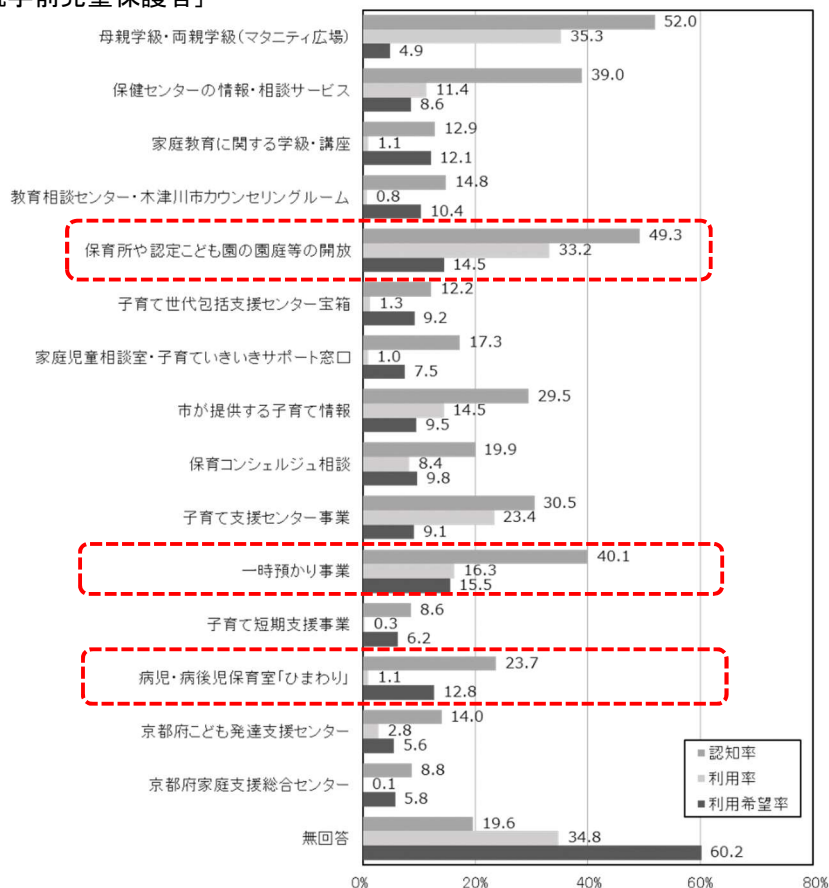
父親の取得状況【前回との比較】



課題4 様々な子育て支援策の充実

★「今後利用したい」の割合が最も高い子育て支援事業は、「一時預かり事業」や「保育所や認定こども園の園庭等の開放」、「病児・病後児保育室「ひまわり）」が多くなっています。⇒事業の周知とともに、利用しやすい仕組みづくりも必要です。

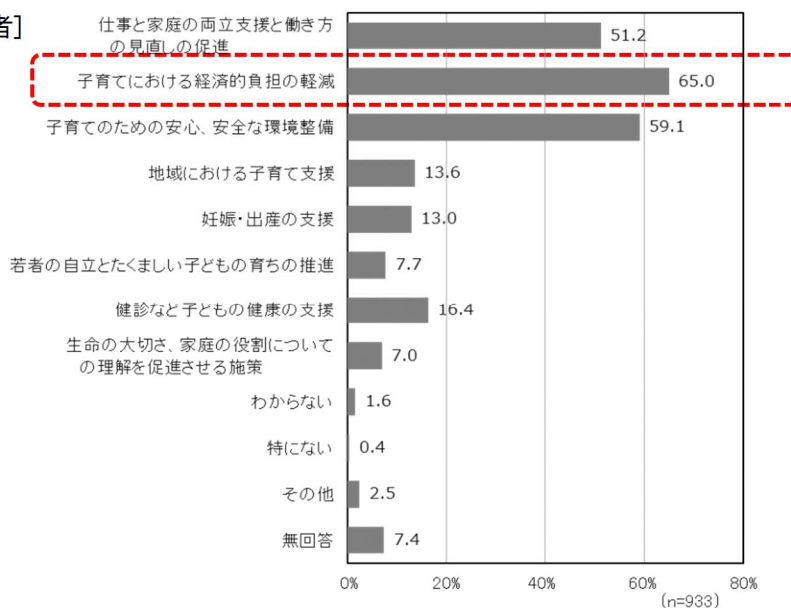
[就学前児童保護者]



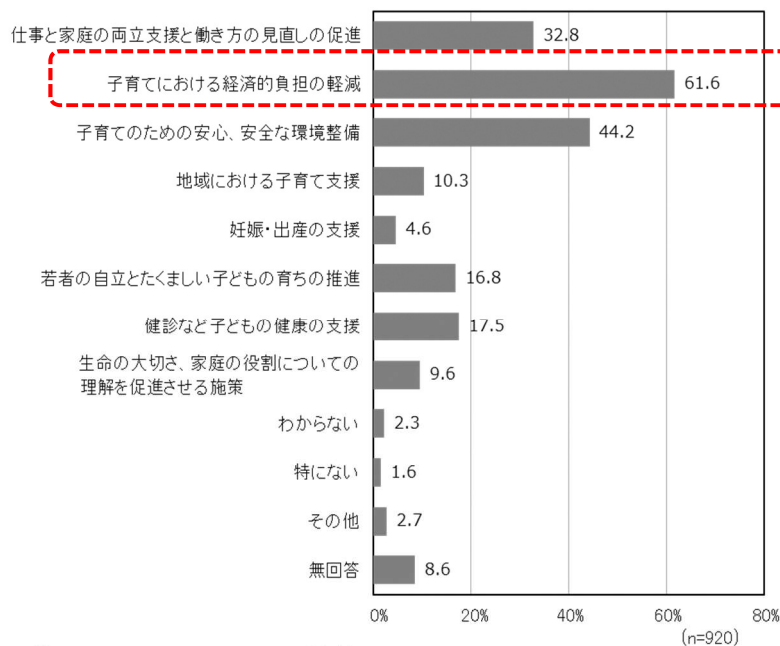
★望ましい子育て支援施策は、就学前・小学生の保護者ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」の割合が高くなっています。

⇒幼児教育の無償化によりある程度の改善が図られることは想定されますが、市の支援制度等については、今後も適正な運用が求められます。

[就学前児童保護者]



[小学生保護者]



★経済的に困難を感じている世帯は2割前後です。

⇒生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供する必要があります。

[生活困難層の割合]

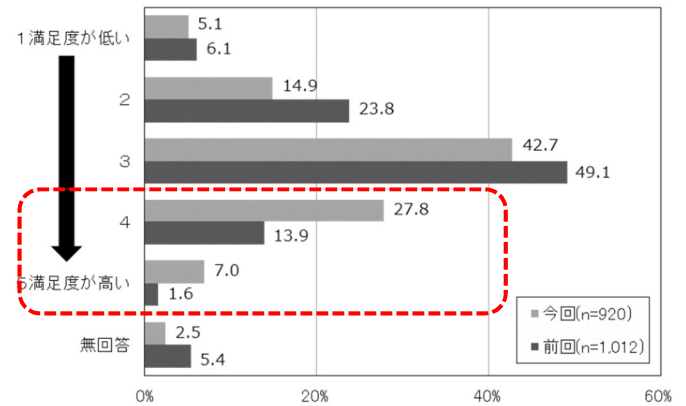
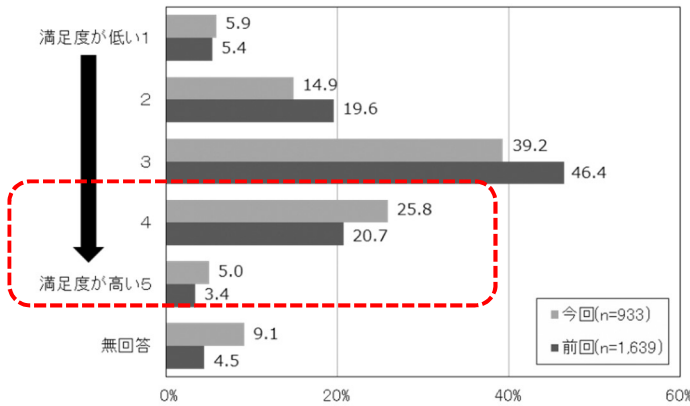
区分	就学前児童	小学生
生活困難層	17.4%	20.1%
生活困窮層	3.0%	3.5%
周辺層	14.4%	16.6%
非生活困難層	82.6%	79.9%

★木津川市の子育て環境や支援への満足度は、就学前・小学生の保護者ともに、前回調査と比較して満足度が高い「5」「4」が増加しています。

⇒今後もニーズを踏まえた取組みや支援を行い、市民の満足度の向上につなげることが必要です。

[就学前児童保護者]

[小学生保護者]

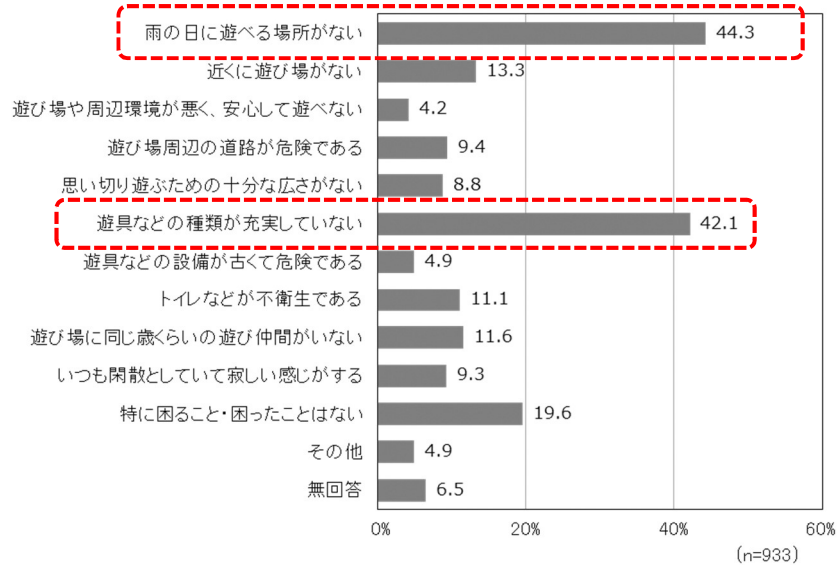


課題5 安心して暮らせるまちづくりの推進に関する特徴と課題

★遊び場で困ること・困ったことは、「雨の日に遊べる場所がない」「遊具などの種類が充実していない」が多くなっています。

⇒自由意見でも遊び場に関する意見が多い中で、ニーズを踏まえた対応が求められます。

[就学前児童保護者]



6. 第1期計画の主な事業の実施状況（各年度末又は年度当初現在）

（1）幼児期の教育・保育

幼児期の教育・保育の第1期計画の量の見込みに対する実績値を利用区分別で見ると、平成31年度の1号認定は106人、3号認定（0歳）は55人見込みを下回っており、2号認定と3号認定（1・2歳）は見込みを上回っています。

(人)

	平成27年度				平成28年度			
	満3歳以上 教育標準 時間認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定 (3号)		満3歳以上 教育標準 時間認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定 (3号)	
	(1号)	(2号)	0歳	1・2歳	(1号)	(2号)	0歳	1・2歳
量の見込み	1,010	1,378	180	623	1,020	1,388	180	627
利用実績	956	1,328	62	632	1,006	1,376	79	663
実績-見込み	△ 54	△ 50	△ 118	9	△ 14	△ 12	△ 101	36

	平成29年度				平成30年度			
	満3歳以上 教育標準 時間認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定 (3号)		満3歳以上 教育標準 時間認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定 (3号)	
	(1号)	(2号)	0歳	1・2歳	(1号)	(2号)	0歳	1・2歳
量の見込み	1,030	1,398	180	631	1,040	1,408	180	635
利用実績	1,028	1,415	107	627	1,007	1,421	130	741
実績-見込み	△ 2	17	△ 73	△ 4	△ 33	13	△ 50	106

	平成31年度			
	満3歳以上 教育標準 時間認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定 (3号)	
	(1号)	(2号)	0歳	1・2歳
量の見込み	1,050	1,418	180	639
利用実績	944	1,429	125	794
実績-見込み	△ 106	11	△ 55	155

（2）延長保育事業

延長保育事業の実績値（延べ利用者数）は、平成27年度から平成29年度まで減少傾向となっていました。平成30年度は、増加に転じています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数(実利用者数)	968人	983人	996人	1,007人	1,019人
利用実績(延べ利用者数)	17,506人	16,672人	15,197人	16,024人	-

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の平成31年度の利用状況は、低学年は量の見込みを124人上回っており、高学年は量の見込みを45人上回っています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	低学年	904人	930人	937人	966人	969人
	高学年	166人	170人	193人	194人	201人
	合計	1,070人	1,100人	1,130人	1,160人	1,170人
利用実績 (申込者数)	低学年	957人	984人	1,033人	1,006人	1,093人
	高学年	228人	250人	276人	319人	246人
	合計	1,185人	1,234人	1,309人	1,325人	1,339人

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

平成28年度より本事業を開始していますが、利用実績は量の見込みを上回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	12人日	13人日	14人日	14人日	13人日
利用実績	-	22人日	18人日	15人日	-

(5) 地域子育て支援拠点事業

6か所で実施していましたが、平成31年度より、つどいのひろば「ぽけっと」を開設整備し、事業を実施しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	0～2歳	9,660人	9,461人	9,360人	9,257人	9,179人
	3～5歳	1,270人	1,317人	1,320人	1,323人	1,311人
実績		6か所	6か所	6か所	6か所	7か所

(6) 一時預かり事業

一時預かり事業の利用実績は年々増加し、平成29年度、平成30年度は、量の見込みを上回る状況となっています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	3～5歳 1号	1,968人日	2,027人日	2,007人日	1,988人日	1,929人日
	3～5歳 2号	1,632人日	1,681人日	1,665人日	1,648人日	1,599人日
	0～5歳	6,554人日	6,554人日	6,488人日	6,423人日	6,226人日
	計	10,154人日	10,262人日	10,160人日	10,059人日	9,754人日
利用実績	幼稚園の預かり保育	-	-	-	745人日	-
	保育園の一時預かり	9,424人日	10,083人日	13,536人日	12,272人日	-
	計	9,424人日	10,083人日	13,536人日	13,017人日	-

(7) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、平成29年度は、利用実績が計画見込数を上回る状況となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	30人日	30人日	29人日	29人日	28人日
利用実績	12人日	23人日	39人日	27人日	-

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業については、登録会員数は増加しているものの、利用実績（活動件数）は平成28年度をピークとして減少傾向となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数 (年間利用平均日数)	105日	110日	115日	120日	125日
利用実績	602件	701件	532件	405件	-

■ファミリー・サポート・センター事業の登録会員数と活動件数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録会員(人)		118	163	201	236
内訳	まかせて(人)	37	48	61	75
	おねがい(人)	66	100	124	145
	両方(人)	15	15	16	16
延べ活動件数(件)		602	701	532	405

(9) 利用者支援事業

利用者支援事業については、計画見込みどおりに平成28年度から開始しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	-	1か所	1か所	1か所	1か所
実績	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、出生数の増加や転入者増により、利用実績が計画見込数を上回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	630人	625人	620人	610人	600人
利用実績	680人	677人	632人	668人	-

(11) 養育支援訪問事業

養育支援訪問は、年度により増減があるものの、利用実績は計画見込数を下回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	35人	34人	34人	34人	34人
利用実績	13人	25人	12人	25人	-

(12) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、出生数の増加に伴い増加傾向となっており、平成28年度以外は、計画見込み数を上回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画見込数	715人	720人	725人	712人	703人
利用実績	743件	674件	745件	754件	-

7. 第1期計画の進捗状況

木津川市が「木津川市子ども・子育て支援総合計画」で取り組んできた、子ども・子育て支援の事業についての現在の進捗状況は以下のとおりです。

(1) 評価手法

各事業の進捗状況について、以下の評価基準で担当課による評価を実施しました。事業において担当課が複数ある場合は、複数課の評価結果を平均して評価を行いました。

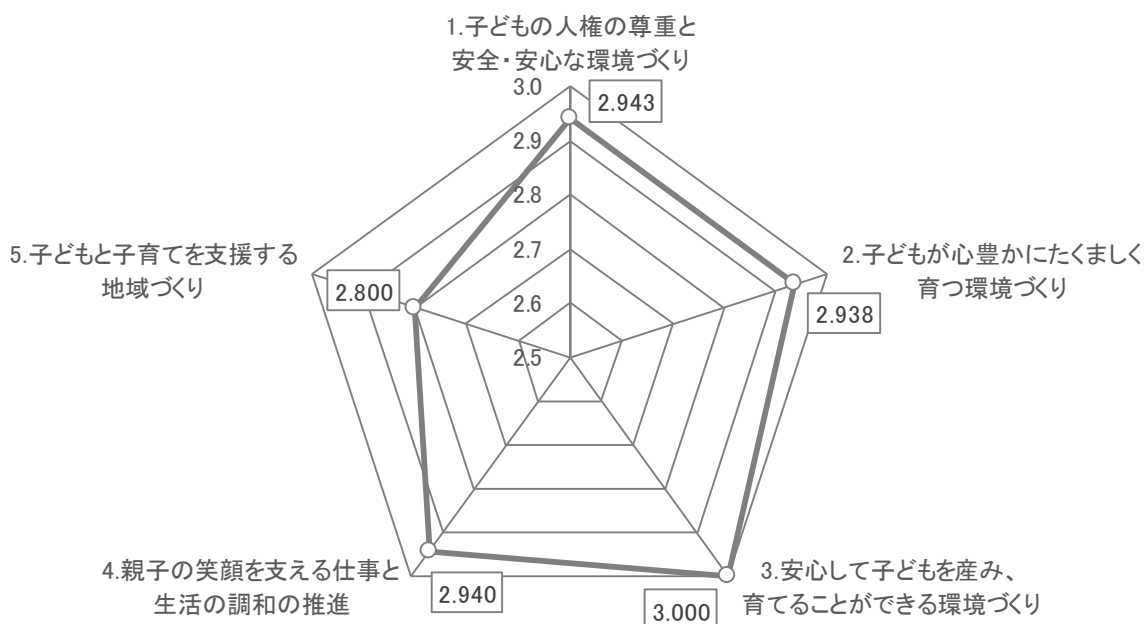
評価にあたっては、それぞれの事業ごとに評価基準に応じた点数化（「実施＝3点」「検討・計画中＝1点」「未着手＝0点」）をするとともに、事業ごとの平均値を算出し、取組み状況の比較を行っています。（※平均値が高いほど良い評価となります）

評価	評価基準	点数
A	実施	3点
B	検討・計画中	1点
C	未着手	0点
D	廃止・終了	—

(2) 進捗状況評価結果

進捗状況評価について基本目標ごとにみても、「基本目標3. 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり」が3.000で最も評価が高く、すべての事業に関して実施されています。また「基本目標5. 子どもと子育てを支援する地域づくり」については2.800と最も評価が低くなっています。

未着手となっている事業のうち、継続して実施する事業については、今後しっかりと取り組んでいく必要があります。



各事業の評価一覧

※事業の中で担当課が複数課にわたっているものについては、各担当課での評価の平均をとったものを、その事業としての評価点としているため、実際の記載のある評価個数の平均点数とは異なる場合があります。

基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

施策の方向	主な事業	A	B	C	D	平均値
(1) 子どもの人権の尊重	①子どもの人権に関する意識啓発	12	-	-	-	3.000
	②子どもに対する人権尊重の意識づくり					
	③子どもに関する相談・支援体制の充実					
(2) 児童虐待の防止	①子どもの虐待防止と対応の充実	6	-	-	-	3.000
(3) 安全な環境づくり	①交通安全対策の推進	24	2	-	-	2.830
	②防犯対策の推進					
	③防災対策の推進					
計		42	2	0	0	2.943

基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

施策の方向	主な事業	A	B	C	D	平均値
(1) 次代の親の育成	①子育てへの関心の喚起	14	-	1	-	2.875
	②有害環境対策や非行等問題行動への対応の推進					
(2) 心豊かにたくましい人を育てる教育環境の整備	①教育・保育内容の充実	31	-	-	-	3.000
	②学校教育内容の充実					
	③教育・保育施設・設備の整備・充実					
(3) 家庭や地域の教育力の向上	①家庭の子育て力の向上	10	-	1	-	2.875
	②地域人材の育成・活用					
(4) 多様な体験機会の充実	①多様な体験・交流機会の充実	20	-	-	-	3.000
	②次代を担う若者の自立の支援					
計		75	0	2	0	2.938

基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

施策の方向	主な事業	A	B	C	D	平均値
(1) 親と子の健康の確保	①妊産婦保健対策の充実	20	-	-	-	3.000
	②保護者の健康の保持・増進の推進					
	③医療体制の充実					
(2) 食育や思春期保健対策の推進	①食育の推進	26	-	-	-	3.000
	②学校等保健対策の充実					
	③思春期の心身の健康の保持・増進					
(3) 援助を必要とする家庭への支援の充実	①障害のある子どもに対する施策の充実	35	-	-	-	3.000
	②ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進					
	③経済的負担の軽減					
(4) 相談・情報提供体制の充実	①子育て関連情報の提供、相談体制の充実	10	-	-	-	3.000
計		91	0	0	0	3.000

基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進

施策の方向	主な事業	A	B	C	D	平均値
(1) 子育て支援サービスの充実	①多様な地域子ども・子育て支援事業等の提供	16	1	1	-	2.821
	②保育事業の質の向上					
(2) 男女が協力し合う家庭づくり	①家庭の協力体制の確立	3	-	-	-	3.000
(3) 仕事と生活の調和の推進	①子育て支援の職場環境づくりの推進	6	-	-	-	3.000
	②生涯学習やボランティア活動の促進					
計		25	1	1	0	2.940

基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

施策の方向	主な事業	A	B	C	D	平均値
(1) 子育て・子育てを支える地域づくり	①地域の子育て力の向上	5	-	1		2.400
(2) 子育て交流の促進	①子育て交流機会の提供	2	-	-	1	3.000
(3) 子育てネットワークづくり	①子育て支援ネットワークの構築	5	-	-	-	3.000
計		12	0	1	1	2.800

第3章 計画の基本的な考え方

1. 子ども・子育て支援の基本理念

本計画は、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」の第2期の計画であり、第1期の取組みをさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

育てよう未来にはばたく子どもたち ～子育て支援No.1のまちを築こう～

子どもは、社会の宝であり、人間の営みを未来につなげ、よりよい社会をつくる、かけがえのない存在です。しかしながら、全国的にも子どもの虐待やいじめ、また、近年では子どもの貧困が大きな問題となっています。すべての子どもの人権の確保とともに、子どもが未来に夢を抱いて心身ともに健やかに成長できるように、様々な環境整備を進めていくことが重要です。

そのため、木津川市に生まれ、育つすべての子どもが、人権を尊重され、一人ひとりの子どもの個性や可能性を最大限引き出し、かけがえのない存在として認められ、子ども自身が幸せを感じ、自己肯定感を持って生まれ、未来にはばたくことができるまちをめざします。

また、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、保護者が子どもの成長を喜び、生きがいを持って子育てできることを幸せに感じ、保護者自身も自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、支えていくことができるまちをめざします。

そして、子どもの育ちや子育て家庭を支え合える社会を築くための、子育て支援No. 1のまちづくりに取り組みます。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の5つを計画の基本目標として、子育て支援施策を展開します。

基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、すべての子どもが自分を大切な存在だと感じることができ、幸せを実感できるまちづくりを進めます。

また、事故や災害、犯罪から子どもを守るため、関係機関や関係団体、地域住民等との連携のもと、安全で安心できる環境づくりを進めます。

基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

子どもが次代の担い手として、また、自らの人生の主役として夢と希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、子育て基盤としての家庭づくりを進めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組みます。

基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

生涯にわたって親子がともに健康に暮らすことができるよう、妊娠期をはじめ乳幼児期や学童期、思春期の保健対策を進めます。

また、援助を必要とする障がいのある子どもやひとり親家庭、子どもの貧困対策などすべての子どもが健やかに育つことのできるよう、支援の充実を図ります。

基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進

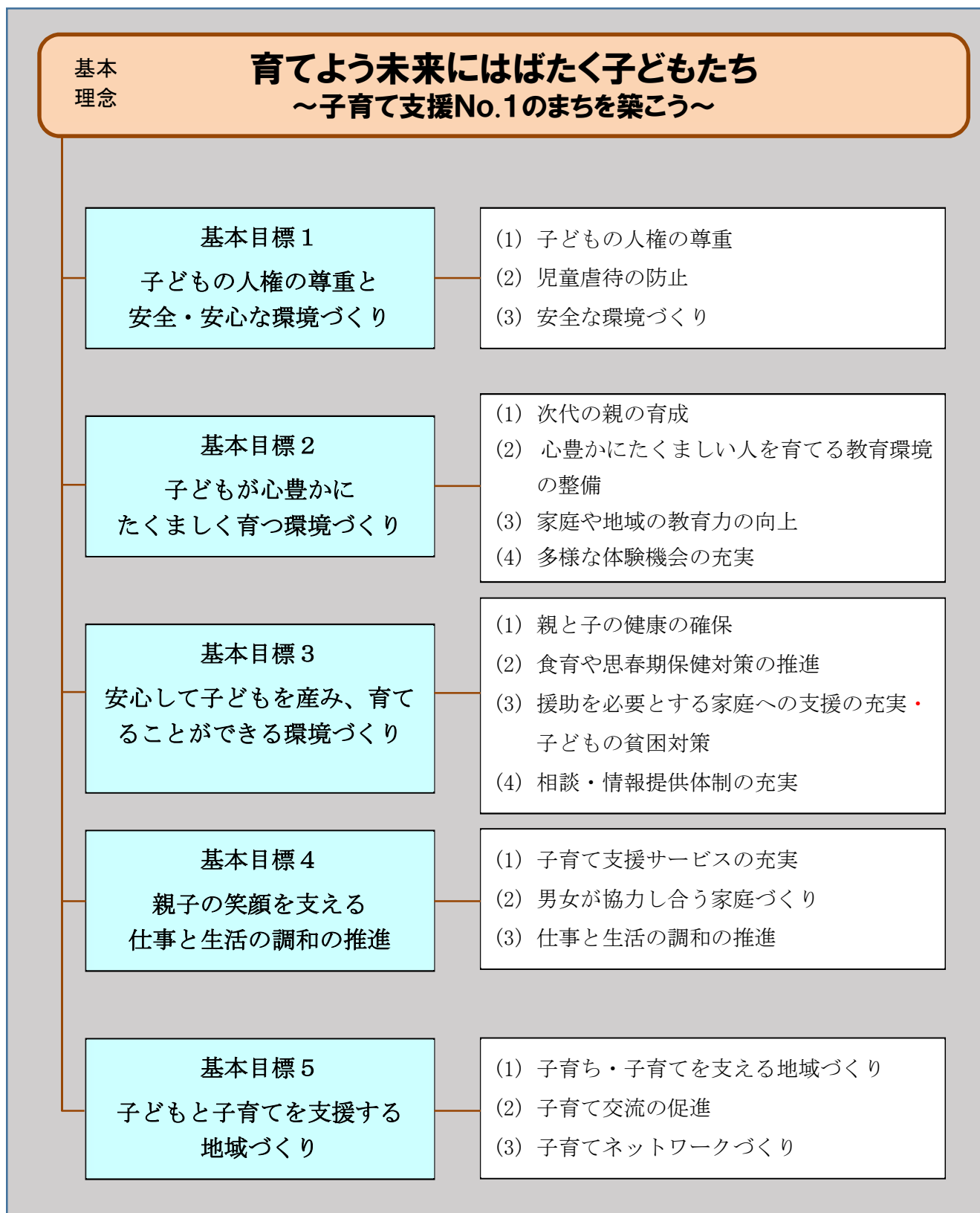
働く母親のみならず、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるように、また、男女がゆとりある職業生活とともに、家庭生活や地域生活との調和を図れるように、ゆとりある家庭環境づくりを進めます。

基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

子育て家庭が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないように、また、子どもが様々な人と出会い、豊かな情操を育めるよう、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支援する地域づくりを進めます。

3. 施策の体系

本計画の具体的な施策・事業の展開を図るため、施策の体系を次のように設定します。



第4章 目標実現のための施策の展開

基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

(1) 子どもの人権の尊重

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



- ◇小学校では、学力より人と違う部分をお互いに認め合い、存在を認める。自己肯定できてこそ、思いやりの心が育ち、いじめ・不登校などが減っていくかも知れない。
- ◇いじめのない市であってほしい。命の大切さ、礼儀をしっかり教えてほしい。子どもがのびのび暮らせる様にしてほしい。
- ◇短時間だけ登校できる不登校の子の登下校の支援やサポートがあるといいなと思います。

【施策の方向】

子どもも大人と同じように社会を構成する市民であり、生命と自由を確保し幸せに生きる権利を持つ主体であることを、広く市民が理解・認識できるように、子どもの基本的人権の尊重について意識啓発を進めます。

市民一人一人が、差別を解消するための「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」の人権3法に基づき、あらゆる人権問題を理解することにより、差別のない社会、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

また、子どももお互いに尊重し合い、自分の生命も相手の生命も大切にできるように、小さい時から家庭や地域、教育・保育機関等と一体となって人権教育を進めます。

さらに、不登校等援助が必要な児童・生徒については、関係機関等と連携し、一人ひとりの背景に寄り添い、適切な相談・指導を行っていきます。

また、いじめについては、「いじめ防止対策推進法」に基づく、各学校等で策定する「いじめ防止基本方針」に基づき、実情に合った施策を推進するとともに相談窓口の周知を進めます。

【主な事業】

①子どもの人権に関する意識啓発

子どもの人権に関して市民の理解を深めることができるように、関係機関、家庭、地域、学校等が連携し、啓発を進めます。

- 「子どもの権利条約」や人権についての啓発
- 子どもの人権問題に関する啓発

②子どもに対する人権尊重の意識づくり

子どもが「一人の人間として大切にされている」ことを実感できるように、幼稚園や保育

所、認定こども園、学校における環境づくりを進めるとともに、すべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた教育を推進します。

- 人権感覚を育む保育・教育の推進
- 共生の態度の育成
- 幼稚園、保育所、認定こども園、学校、関係機関との連携による人権教育の推進

③子どもに関する相談・支援体制の充実

いじめや不登校等の問題について、日頃から児童・生徒が発する心のサインを見逃さないように、未然防止と早期発見、早期対応に努めます。

- 学校での生徒指導や教育相談の充実
- カウンセリングルームやスクールカウンセラー及び心の教育相談員の相談・支援体制の充実
- 適応指導教室の充実
- スクールソーシャルワーカーの活用による他機関との連携
- 民生児童委員・主任児童委員等関係団体等との連携強化

(2) 児童虐待の防止

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



◇現在よく報道されている虐待児など市町村や児相施設、教育委員会、管轄として縦割りとして対応されるのではなく、横のつながりを密にして連携していただけるようにしてほしい。
※小学生保護者の子育ての悩みや不安のなかで、保護者自身のことについて「子どもを叱りすぎているような気がする」が最も多くなっています。

【施策の方向】

全国的に社会問題ともなっている増加が著しい子どもの虐待については、基本的人権の侵害であり、犯罪であることを市民に広く啓発するとともに、通報窓口の周知を進めます。

また、虐待を未然に防止するため、乳幼児健康診査や訪問指導等の母子保健事業を通し、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、医療機関等との連携を強化し、リスクの把握に努めます。

さらに、児童虐待を適切に対応するため、相談員の資質向上を図るとともに、関係機関や関係団体等の連携を強化します。

【主な事業】

①子どもの虐待防止と対応の充実

- 市民に対する児童虐待に関する意識啓発と通報窓口の周知
- 育児のハイリスク者等の早期発見・早期介入
- 民生児童委員・主任児童委員等関係団体等との連携強化
- 要保護児童対策地域協議会の開催の充実

- DVに関係した子どもの虐待の防止と対応

(3) 安全な環境づくり

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



◇児童の安全の為に、交通ルールを大人も理解してほしい。
 ※就学前児童保護者、小学生保護者ともに、望ましい子育て支援策としては、「子育てのための安心、安全な環境整備」が、「子育てにおける経済的負担の軽減」に次いで2番目に多くなっています。

【施策の方向】

子どもを交通事故から守るため、道路の危険箇所の点検や改修、交通安全施設の整備を計画的に進めるとともに、警察をはじめ幼稚園や保育所、認定こども園、学校、関係機関、地域団体等が協力し、交通マナーやモラルの向上など、交通安全教育・運動を推進します。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、保護者や地域団体等と連携し、子どもの見守り体制の強化に努めます。

さらに、大規模地震等の災害時に適切に対応できるよう、防災教育や訓練、地域における避難訓練等防災体制の確立を進めます。

【主な事業】

①交通安全対策の推進

子どもを交通事故から守るため、道路の危険箇所の点検や改修、交通安全施設の整備を進めるとともに、警察をはじめ幼稚園、保育所、認定こども園、学校、関係機関、市民等が協力し、交通事故防止対策を推進します。

- 登下校の安全を見守るボランティアの活動支援
- 木津川市通学路安全推進会議による通学路の安全確保
- ドライバーに対する安全運転等の呼びかけ
- 自転車の走行マナーについての啓発
- 子どもに対する交通安全教育の推進
- 自転車通学安全補助金（ヘルメット購入補助金）の支給
- 交通遺児奨学金窓口

②防犯対策の推進

子どもを犯罪被害から守るため、学校における危機管理体制の確立を図るとともに、警察をはじめ自主防犯ボランティア団体や保護者等と連携し、子どもの見守り体制の強化を図ります。

- 教職員の防犯意識向上のための研修会の実施
- 子どもの防犯意識向上のための訓練等の定期的な実施

- 危機対応能力を身につける安全教育の実施
- 地域実態に応じた学校安全マップの活用・学校施設の安全の検証及び対策
- 青色パトロール事業の推進
- 小学校入学時の防犯ブザーの配付
- 登下校の安全を見守るボランティアの活動支援
- 木津川市通学路安全推進会議による通学路の安全確保
- 京都府警防災・防犯情報メールを活用した子ども安全対策の推進

③防災対策の推進

幼稚園や保育所、認定こども園、学校等において避難訓練や防災学習の充実を図るとともに、学校等の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制を整備します。

また、地域における自主防災組織の結成を促進するとともに、障がいのある子どもや障がいのある保護者のいる家庭等、避難時に支援が必要と思われる方に対し、避難行動要支援者名簿の整備による災害時の安否確認体制の推進に努めます。

- 危機管理マニュアルの再点検と危機管理体制の整備
- 教職員の防災意識向上のための研修会の実施
- 学校等における避難訓練等防災教育の実施
- 地域における防災活動の促進
- 避難行動要支援者名簿の整備による災害時の安否確認体制の推進

基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

(1) 次代の親の育成

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



◇大人も子ども、心が保たれて生活はうまく成り立っていくものだと思います。救いの場・情報を数多く提供して頂けたら、子育ての見直しもまた出来るきっかけとなるかと思います。
※情報の入手方法は、「市町村の広報やパンフレット」に次いで、「インターネット」が第2位となっています。

【施策の方向】

次代を担う子どもたちが、子どもを産み育てることの意義や家庭を築くことの大切さ、子育ての喜びや楽しみを認識できるよう、小中高生と乳幼児のふれあう機会の提供など、意識啓発を進めます。

また、子どもたちが健やかに成長するように、保護者や地域住民、関係機関・団体と連携し、有害図書や情報等有害環境の浄化の取組みを進めるとともに、非行や薬物乱用、性の逸脱行為等の様々な問題行動を防止するため、保護者や地域住民、関係機関・団体と連携し、問題行動の実態把握や防止に対する取組みを進めます。

【主な事業】

①子育てへの関心の喚起

若者が子育てへの関心を高められるように、中学校における保育実習の実施、職場体験学習の推進や地域での異年齢交流機会の拡大を進めます。

また、安心して子どもを産み、育てることができるように、妊娠時期及び子育てが始まる乳児の早期に、妊婦及び保護者への情報提供に努めます。

- 中学校における保育実習等乳幼児とのふれあい体験の充実
- 子育ての楽しさのPR
- 子育て関連サービスや相談窓口に関する情報提供

②有害環境対策や非行等問題行動への対応の推進

青少年を取り巻く様々な有害環境に対し、家庭・学校・地域社会等と連携のもと、協力して青少年の健全な育成を図ります。また、法やきまりを守ることの意義や重要性について指導することで、児童・生徒の規範意識の醸成を図ります。

- 青少年関係団体との連携による有害環境の浄化
- 社会の一員として持つべき規範意識やコミュニケーション能力の育成
- 携帯電話やスマートフォン等の安全な使い方の啓発やモラル等適切な指導
- メディアを上手に活用できる力の育成教育の推進
- 青少年の犯罪防止のための保護司会との連携

- 生徒指導の推進

(2) 心豊かにたくましい人を育てる教育環境の整備

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



- ◇小学生の学力向上の為の支援として、塾に行かなくてもいいように放課後に学校で講師を招いて勉強させてほしい。
- ※小学生の保護者が、子どもが学校で身につけてほしいことは、「周りの人との関係をうまく作る力」、「教科の基礎学力」、「道徳や思いやりの心」の順となっています。

【施策の方向】

人間としての基礎を形成する重要な就学前の時期に、心身ともに調和のとれた発達を促し、思いやりの心を持った豊かな人間性が育まれるように、家庭や地域、関係機関等との連携を強化し、就学前教育・保育内容の充実を図ります。

また、地域や家庭との連携を強化し、次代を担う子ども一人ひとりが、生命の大切さやお互いの存在を認め合えるとともに、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育めるように、教育内容の充実、一人ひとりの可能性や個性を伸ばすような、指導の充実に努めます。

さらに、教育・保育環境や施設・設備の利便性、安全性、快適性を高めるため、計画的に改修等整備・充実を進めます。

【主な事業】

①教育・保育内容の充実

就学前の子どもが、人間としてよりよく生きるための基礎となる豊かな感性や情緒を育むとともに、生命の大切さを身につけられるように、また、学校教育にスムーズにつなげられるように、教育・保育内容の充実を図ります。

- 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実
- 保幼小連携教育の推進
- 保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園及び保育所等において、同レベルの質の高い教育・保育の提供体制の確保
- 認定こども園の設置に向けた関係課との連携
- 多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう、保育所の民営化への取組み
- 就学前の多様な教育・保育ニーズに対しては、公営に比べ民間運営の方が柔軟で早期の対応が可能であると考えられることから、民間活力の活用を図る
- 就学前から読書に親しむ活動の推進
- 地域との連携の推進

②学校教育内容の充実

子どもたちが、これからの変化の激しい社会の中で、自立して生きていけるように、「木津川市教育振興基本計画」に則り、学習意欲、基礎・基本の習得とそれらを活用する力の3つが統合された質の高い学力を育てていくとともに、豊かな心や健やかな体の調和とも合わせて生きる力を育みます。

また、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導体制の充実に努めるとともに、地域と連携した特色ある学校づくりを進めます。

- 学習意欲の向上と学習習慣の確立
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- 活用する力の育成
- 特別の教科道徳を中心とした、道徳教育の推進
- 読書活動の推進
- キャリア教育の推進
- 情報教育の推進
- 国際理解教育の推進
- 環境教育の推進
- 学校の組織力と教職員の資質向上
- 魅力ある学校づくり

③教育・保育施設・設備の整備・充実

子どもの安全で安心、快適な教育・保育環境を確保するため、幼稚園、保育所、学校施設の老朽化対策やユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化をはじめ、より良い環境の整備を計画的に進めます。

- 幼稚園、保育所の施設・設備の整備・充実
- 小・中学校の施設・設備の整備・充実
- 学校の情報化や図書・教材の整備など、教育環境の充実

(3) 家庭や地域の教育力の向上

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



◇子育ては学校に任せれば良いと言うものでもありません。家庭や地域の中で責任をもって子育てする。その意識を持つような取り組みをされてはいかがでしょうか。

◇加茂地域は、地域の結びつきが強く、子育ての上で良い人間関係もありますので、施設は地域性など活かした形で、改善していってもらえればと思います。

【施策の方向】

家庭が子どもの人間形成や安らぎの場として重要な役割を果たすように、市民に対する啓発を進めるとともに、子育てに自信が持てるように家庭の子育て力の向上を図ります。

また、地域社会の様々な主体が協力し、子どもの育ちや子育て家庭を見守るとともに、地域の行事や交流活動等を通じて共に育ち合い、地域の教育力の向上を促進します。

【主な事業】

①家庭の子育て力の向上

すべての保護者が、自信を持って自分の子どもと向き合い、子どもの教育等に関われるように、保護者のための学習活動や家庭教育の支援の充実を図ります。

- 地域の幼児教育センター的役割を果たすための人的・物的教育機能や施設の開放
- 親のための応援塾、「もうすぐ1年生体験入学推進事業」の活用
- 親の子育てに対する相談・サポート体制の充実
- 保護者の学びの支援（子育て講座、男女共同子育て講座、父親教室等）
- ブックスタート
- 親子でおもちゃで遊べる場づくり

②地域人材の育成・活用

学校や地域における子育てを支援する人材の育成や登録・活用を進めるとともに、各種地域団体等の子育て支援活動を支援します。

- 木津川市地域で支える学校教育推進事業
- 地域コーディネーターが収集したボランティア人材を活用した学校の支援
- 老人クラブ活動等地域団体による子育て支援活動の支援

(4) 多様な体験機会の充実

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



- ◇学力を重視する学校教育より、木津川市の環境を利用した体験・経験重視のもっとゆっくりした学校教育を希望します。
- ◇未就学児童から中学生に若者との世代間交流させ、よい若者のモデル像も作らせたり、自己肯定感の向上に繋げてほしい。

【施策の方向】

子どもたちが遊びや多様な活動を通して、心身ともに健やかに成長できるように、地域との連携により多様な体験・交流の機会や遊び場、活動の場の提供を充実します。

また、子ども自身が未来を担う社会の一員として、主体的に自ら考え、参加し、自信を持って行動できるように、子どもの意見を反映する機会や子どもの能力を発揮する機会づくりに努めます。

さらに、次の世代の親となる若者が、社会に出て精神的、経済的に自立した生活を送ることができるよう、就労支援を進めるとともに、職業能力等向上のための機会の充実に努めます。

【主な事業】

①多様な体験・交流機会の充実

子どもたちが、豊かな創造力と感性を育めるように、また、様々な人との交流を通して社会性が育まれるように、地域の豊かな自然や地元産業、歴史や文化、伝統とともに、児童館や公民館など、様々な資源を活用し、多様な体験・交流機会の充実に努めます。

- 子どもの安全な居場所づくりや心身の健全な育成を図る児童館活動の内容の充実
- 多様な交流と学びの機会などを提供する公民館事業の推進
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 地域の文化財を学ぶ機会の充実
- 社会科副読本の充実と活用
- フィールド学習の推進
- 芸術演劇鑑賞事業の活用
- 市内文化施設の積極的な活用
- 地域体験活動事業の推進
- 子どもの知的好奇心の醸成を図る取組みの展開
- 図書館における子育て支援
- 新・放課後子ども総合プランの推進
- 子どもの意見表明の機会づくり

②次代を担う若者の自立の支援

次代を担う子どもたちが、望ましい職業観や勤労観を持ち、自らの進路を主体的に切り拓く生きる力を育むことができるように、キャリア教育を進めます。

また、京都府等関係機関と連携し、若者の就労支援に努めます。

- 「KYO発見 仕事・文化体験活動推進事業」等の活用
- 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進
- 大学や近隣企業等と連携した取組みの推進
- 進路指導相談体制の充実
- 「京都ジョブパーク」や「京都わかものハローワーク」の周知と、京都府と連携した若者や障がいのある若者に対する就職支援

基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

(1) 親と子の健康の確保

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



- ◇産後の自宅における育児補助や身体的ケア、精神的ケアなどのサービスを行ってください。
- ◇子どもの救急医療体制（時間外診療）を強化していただきたい。
- ◇健診や、歯科検診などの待ち時間が長く働く者にとっては一日仕事で負担。

【施策の方向】

心身の変化が著しい妊娠・出産期を、母としての自覚を持ち、健康な生活を送ることができるように、また、安心して妊娠・出産し、ゆとりを持って子育てできるように、マタニティ広場の実施による妊娠期からの継続した支援の充実を図ります。

特に、妊婦自身の喫煙や受動喫煙が身体に与える悪影響について、配偶者をはじめ家族に対する啓発を行うとともに、保護者として望ましい育児行動がとれるように子育て支援を行います。

さらに、男女ともに保護者の健康を保持・増進するため、生活習慣病の予防、若い時から適切な食事・運動・睡眠等をとることの重要性についての啓発を進めます。

【主な事業】

①妊産婦保健対策の充実

安心して子どもを産み、育てることができるように、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期における各種母子保健事業の充実を図り、母子の健康の確保に努めるとともに、保護者の育児不安の解消を図ります。

- 母子健康手帳・マタニティマークの交付
- 妊婦健康診査受診券の交付
- マタニティ広場の推進
- 乳幼児健康診査の受診促進
- 乳幼児健康診査未受診者への対策強化
- 乳幼児健康相談
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 不妊治療給付事業
- 予防接種
- 出産育児一時金

②保護者の健康の保持・増進の推進

保護者が心身ともに健康で、子どもの自立を見守ることができるように、保護者の健康の保持・増進を図ります。

- 子宮がん・乳がん検診の受診の促進
- がん検診の受診促進
- 特定健診・特定保健指導の受診促進
- 健康づくりや生活習慣病予防の意識啓発

③医療体制の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる基盤である小児医療について、京都府や近隣の市町村、関係機関との連携を図り充実・確保に努めます。

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及
- 小児医療体制の充実
- 小児救急電話相談番号の周知
- 相楽休日応急診療所についての周知

(2) 食育や思春期保健対策の推進

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



- ◇ 発育盛りの子どもたちに食育は必要です。学校の給食は、美味しいものを提供して下さい。
- ◇ 給食食材は、安価よりも安全を重視して下さい。
- ※ 就学前児童保護者の子育ての悩みや不安は、「食事や栄養」が第2位となっています。

【施策の方向】

生涯を心身ともに健康で過ごせるようにするためには、小さい頃から正しい食習慣を身につけることが重要であることから、家庭をはじめ幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域等と連携を強化し、食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

また、思春期は心身ともに不安定な時期であり、子どもが自らの心身に関する正しい知識により主体的に判断し、行動できるように、特に喫煙や飲酒、薬物乱用等の問題行動に関し、心身への影響等について理解・認識を深めるための教育・指導の充実を図ります。

【主な事業】

①食育の推進

食生活は生命の営みとともに、心身の健康の確保のための基盤となることから、家庭との連携強化や幼稚園、保育所、認定こども園、学校での取組みを推進していくとともに、乳幼児期から思春期までの発達段階や妊娠期等における食に関する学習機会や情報提供を図ります。

- 離乳食講習会の充実

- 幼稚園、保育所、認定こども園、学校等における食育推進事業を通じた食に関する指導の充実と望ましい健全な食習慣の促進
- 食に関する学習「5分間スタディ」の充実
- 栄養教諭による出前授業
- 地元食材を使った伝統的な食文化の継承と魅力ある給食の実現に向けた地産地消の取り組みの推進
- 望ましい食文化の継承に向け、地域と家庭の連携による食育の推進
- 給食におけるアレルギー対応についてのマニュアル整備と教職員の研修の推進

②学校等保健対策の充実

幼稚園や保育所、認定こども園、学校における保健・健康管理の充実を図るとともに、家庭と連携した生活習慣の確立を図ります。

- 幼稚園、保育所、認定こども園、学校と家庭との連携による望ましい生活習慣・食習慣の確立に向けた保護者への啓発
- 「早寝・早起き・朝ごはん」キャンペーンの推進
- 学校等における健康診断や健康教育、健康相談の推進
- 専門機関との連携による感染症や生活習慣病の予防、性に関する教育、がん教育等の推進

③思春期の心身の健康の保持・増進

心身ともに不安定な時期である思春期の心身の健康の保持・増進を図るとともに、子どもが自らの心身に関する正しい知識により主体的に判断し、行動できるように、喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止教育や、性に関する教育等の充実を図ります。

- 喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止教育の推進及び SNS に係る非行防止教育の推進
- 性や生命の尊重に基づく性教育の推進
- 食事や運動、睡眠等のバランスのとれた健康づくりの推進及び生活習慣の改善

(3) 援助を必要とする家庭への支援の充実・子どもの貧困対策

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



- ◇もっとオープンにひとり親が集うサークルの情報だったり、ひとり親の子どもを見てくれるサービスがあればよいと思います。
- ◇働きたいですが、児童クラブへ入れるという保障がないと、働き先を見つける事が出来ない。
- ◇中学・高校・大学へ上がる程に経済的負担は増す。子育てに優しい町を目指すのであれば、たかが6年の小学校生活に目を向けるのではなく、もっと長い期間を助けて欲しい。

【施策の方向】

障がいのある子どもの増加や支援の多様化に対応するとともに、一人ひとりの可能性を伸ばし、自立や社会参加ができるように、障がいの程度や発達段階に応じた保育・療育・教育等の内容の充実を図ります。

また、保健・医療・福祉・療育・教育関係機関の連携を強化し、一貫した相談・指導体制等、総合療育システムの構築をめざすとともに、特別支援教育への適切な対応を図ります。

さらに、ひとり親家庭や生活困難な家庭の生活の安定を図るため、各種給付の周知を徹底するとともに、経済的基盤を強化し自立できるように、教育や技能訓練、就業の機会の拡大と雇用の促進を図ります。

また、子どもの健やかな成長と家庭の福祉の向上を図るため、子育て支援をはじめ、相談・指導等総合的な支援の充実を図ります。

【主な事業】

①障がいのある子どもに対する施策の充実

障がいの早期発見・早期対応を進めるとともに、発達障害の増加に対応した相談・指導の充実に努めます。

また、子どもの成長に応じた適切な療育・保育・教育が受けられるよう、関係機関、関係課等との連携強化を図ります。

- 障がいの早期発見
- 発達相談
- 幼稚園・保育所巡回相談
- 関係機関との連携強化による適正な就園・就学支援の推進
- 医療機関との連携による教育相談、療育相談の充実
- 障害福祉サービスの充実
- 障害児通所支援の充実
- 補装具・日常生活用具給付事業の充実
- 障害者福祉タクシー利用券交付事業
- 個別の指導計画や教育支援計画の作成と取り組み

- 支援ファイルを活用した支援継続
- 誰にでもわかりやすく、安心して参加できる教育環境づくり
- 特別支援教育コーディネーターの役割についての検討
- 木津川市特別支援教育推進委員会や地域支援センターの活用による障がいのある子どもの支援
- 特別支援学校や相楽地方通級指導教室等の関係機関との連携強化と、縦・横のつながりによる障がいのある子どもの支援
- 発達障害にかかる専門的な知識と技術を要する教職員の養成と特別教育支援員の計画的な配置

②ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の基盤の確保を図るため、就労支援の充実を図るとともに、子どもの健やかな成長と家庭の福祉の向上を図るため、子育て支援をはじめ、相談・指導等日常生活の支援の充実を図ります。

また、子どもの養育支援や生活が困難な家庭に対する相談・支援の充実を図ります。

- 高等職業訓練促進等給付金の支給
- 自立支援教育訓練給付金の支給
- ハローワーク等との連携による事業主への雇用促進の啓発
- 保育所優先入所の推進
- 子育て短期支援事業の利用促進
- 母子・父子自立支援員による相談の推進
- 経済的支援（生活保護費支給事業、ひとり親家庭医療費助成制度、母子家庭奨学金、児童扶養手当）
- 養育支援訪問事業の推進
- 生活困窮者に対する相談支援（「生活困窮者自立支援法」に基づく相談窓口の開設）

③経済的負担の軽減

子育ての経済的支援に対するニーズを受け、負担の軽減となるように支援します。

- 市内私立幼稚園保護者負担軽減補助金
- 育英資金交付事業
- 就学援助事業
- 子育て支援医療制度

④子どもの貧困対策

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供するため、子どもの貧困対策を充実させます。

- 実費徴収にかかる補足給付事業
- 要保護・準要保護世帯の児童生徒にかかる学用品費等の就学援助
- 小・中学校の補充学習事業

⑤外国籍の子どもへの支援

国際化の進展とともに、増加している外国籍の子どもへの支援の充実を図ります。

- 外国語学習支援員の配置

(4) 相談・情報提供体制の充実

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



- ◇一番つらいのは、いざという時に頼る相手がいない事、そして頼るスキルがないことではないだろうか。本人は「頼っても良い」「1人でかかえこまない」周りは「頼ってね」「一人じゃないよ」という意識になるといいなと思います。
- ◇未就学までの支援・情報提供には手厚いが、小学校へ入った途端、精神的に頼れるところ、子育ての相談など急に窓口が狭くなり、実際どうしたら良いのか、右往左往する時期があった。継続して、途切れない支援をお願いしたいです。

【施策の方向】

子どもに関する様々な問題や子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるように、関係機関や団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

また、子どもの育ちや子育てに関するサービスや講座等の情報、子育て支援団体・サークル等の情報提供を進めます。

【主な事業】

①子育て関連情報の提供、相談体制の充実

- 子育てガイドブックの作成
- ホームページの充実
- 家庭児童相談室
- 乳幼児健康相談
- 発達相談
- 乳児家庭全戸訪問事業
- DV相談
- 民生児童委員・主任児童委員による子育て支援

基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進

(1) 子育て支援サービスの充実

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



- ◇待機児童の解消。病児保育の充実。当日の保育を可能にしてほしい。定員を増やしてほしい。
- ◇就労を希望した際に、保育園に入れず大変困りました。保育時間の延長等、もっと柔軟に対応して頂けるとありがたいと思いました。また、学童についても待機の通知があった際は、非常に不安になりました。代替の提案等、何か対策があれば助かると思います。

【施策の方向】

女性の社会進出に伴い保育所利用者が増加していますが、保護者の子育てと職業生活との両立を支援するため、あるいは就労形態の多様化や幼児教育・保育の無償化といった社会情勢等に対応するため、保育所入所待機児童の解消に努めるとともに、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、ボランティアや生涯学習活動等様々な地域活動への参加など、保護者が子育てとともに充実した地域生活を送れるように支援します。

【主な事業】

①多様な地域子ども・子育て支援事業等の提供

市民ニーズや今後の児童数の動向を踏まえながら、教育・保育事業及び多様な地域子ども・子育て支援事業の提供を図ります。

- 待機児童の解消
- 一時預かり事業の推進
- 病児・病後児保育事業の推進
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 放課後児童クラブ事業

②保育事業の質の向上

保護者が安心して子どもを保育所や幼稚園、認定こども園に預けることができるように、保育士や教職員の専門性の向上と質の高い人材の確保に努めるとともに、幼稚園や保育所、認定こども園の第三者評価の導入の検討など、質の向上に努めます。

- 保育所定員の弾力化を縮小
- 育児休業満了時から利用できるよう、保育所定員の確保等環境整備
- 入所・入園手続きの簡素化

- 保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園及び保育所において、同レベルの質の高い教育・保育の提供体制の確保（再掲）
- 認定こども園の設置に向けた関係課との連携（再掲）
- 保育所や幼稚園、認定こども園の事業等に関する第三者評価の導入の検討

（２）男女が協力し合う家庭づくり

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



※就学前児童保護者は、子育てを主に行っている方は、「主に母親」が最も多く、小学生保護者は、「父母ともに」が最も多い。
 ※父親の育児休業の取得状況は、5年前に比べ増加しているとはいえ4.0%。

【施策の方向】

保護者がゆとりと安心感を持って子育てができるように、また、子どもが家庭の温かなふれあいの中で、心豊かに育っていくことができるようにするためには、男女がともに子育てや介護、家事等の責任を担い、協力し合い家庭を築いていくことが重要であることを、市民に対し意識啓発を進めるとともに、男性の子育て等家庭生活への参画を促進します。

【主な事業】

①家庭の協力体制の確立

- 家庭における男女共同参画の推進
- 保護者の学びの支援（子育て講座、男女共同子育て講座、父親教室等）（再掲）

（３）仕事と生活の調和の推進

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



◇母親が仕事を持つのは良いことと思うが、子育てと両立して母親自身に無理がなく働ける職場がもっともあってほしいと思います。
 ※仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じることは、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子どもが急病時の対応」「子どもと接する時間が少ない」が上位。

【施策の方向】

働く保護者にとって、子どもと接する時間が少ないことが大きな悩みとなっていることから、男女がともにゆとりある生活の確保や子育てしながら働き続けられるように、関係機関等と連携し、男性を含めた働き方の見直しや労働環境の整備について企業等への啓発に努めます。

また、子育て中の保護者が、男女ともにいきいきと充実した家庭生活・地域生活を送ることができるよう、生涯学習の機会を充実するとともに、親子で参加できる機会の充実を図ります。

【主な事業】

①子育て支援の職場環境づくりの推進

男女がともにゆとりを持って子育てや家庭生活・地域生活が行われるように、関係機関や地域と一体となって子育て支援の職場環境づくりを進めます。

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発
- 子育て支援に取り組んでいる企業等の情報提供

②生涯学習やボランティア活動の促進

保護者が生涯学習やボランティア活動等に参加し、子育ての悩みの解消とともに社会とのつながりの中で充実した生活を送ることができるよう、活動に関する情報提供や内容の充実を図ります。

- 生涯学習情報の提供
- 生涯学習講座の開催（子育て支援機能の設置等）
- ボランティア情報の提供
- ボランティア講座の開催

基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

(1) 子育て・子育てを支える地域づくり

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



- ◇小学生や中学生向けに地域や保護者の方が得意分野を生かして特別講座が出来たり、夏休みに行われた木津川市ミュージカルイベントのように外部からプロの先生を呼んだりする催しがあればとても良いと思います。
- ◇自治会等がない地域の親子が気軽に地域の人と集える場が沢山あるとうれしいです。

【施策の方向】

子育て中の保護者が不安や悩みを抱えたまま孤立することのないように、さらに、少子化が進むなかで子どもが地域の中で様々な人と出会い、多様な体験を通じて社会性やコミュニケーション能力等を習得できるように、子どもを社会で育てる意識の定着を図るとともに、地域団体等による子育ての支援活動を促進し、地域の子育て力の向上を図ります。

また、高齢者や青年層などによる、防犯パトロールやファミリー・サポート・センター、学習支援等、様々な子育てボランティアの活動の促進を図ります。

【主な事業】

①地域の子育て力の向上

- 子どもを社会で育てることの意義などの啓発
- 地域福祉活動による子育て支援の推進
- 老人クラブ活動等地域団体による子育て支援活動の促進

(2) 子育て交流の促進

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



◇ご近所の間で同じ年くらいのお子さんがある家庭で交流ができるようなイベントもあればいいなと思います。

【施策の方向】

子育て家庭同士が交流することにより、共感しながら子育ての不安を解消できるように、また、家庭や地域の子育て力が高められるように、子育てサークル活動の育成や活動の支援を行います。

【主な事業】

①子育て交流機会の提供

- 地域子育て支援拠点事業の推進（再掲）

(3) 子育てネットワークづくり

【市民の主な意見等（ニーズ調査より）】



◇虐待児童対策など市町村や児相施設、教育委員会、管轄として縦割りとして対応されるのではなく、横のつながりを密にして連携していただけるようにしてほしい。

【施策の方向】

常に変化する子育て家庭の状況やニーズを把握し、柔軟に対応していくため、行政部局間の連携をはじめ関係機関や団体等の専門機関が相互に情報交換や連携して取り組むことができるように、子育てネットワークづくりを進めます。

【主な事業】

①子育て支援ネットワークの構築

- 保護者のネットワークづくりの支援
- 要保護児童対策地域協議会や児童相談所等との連携強化
- 関係機関や地域団体、NPO法人やボランティア団体など、地域全体の子育て支援ネットワークの形成

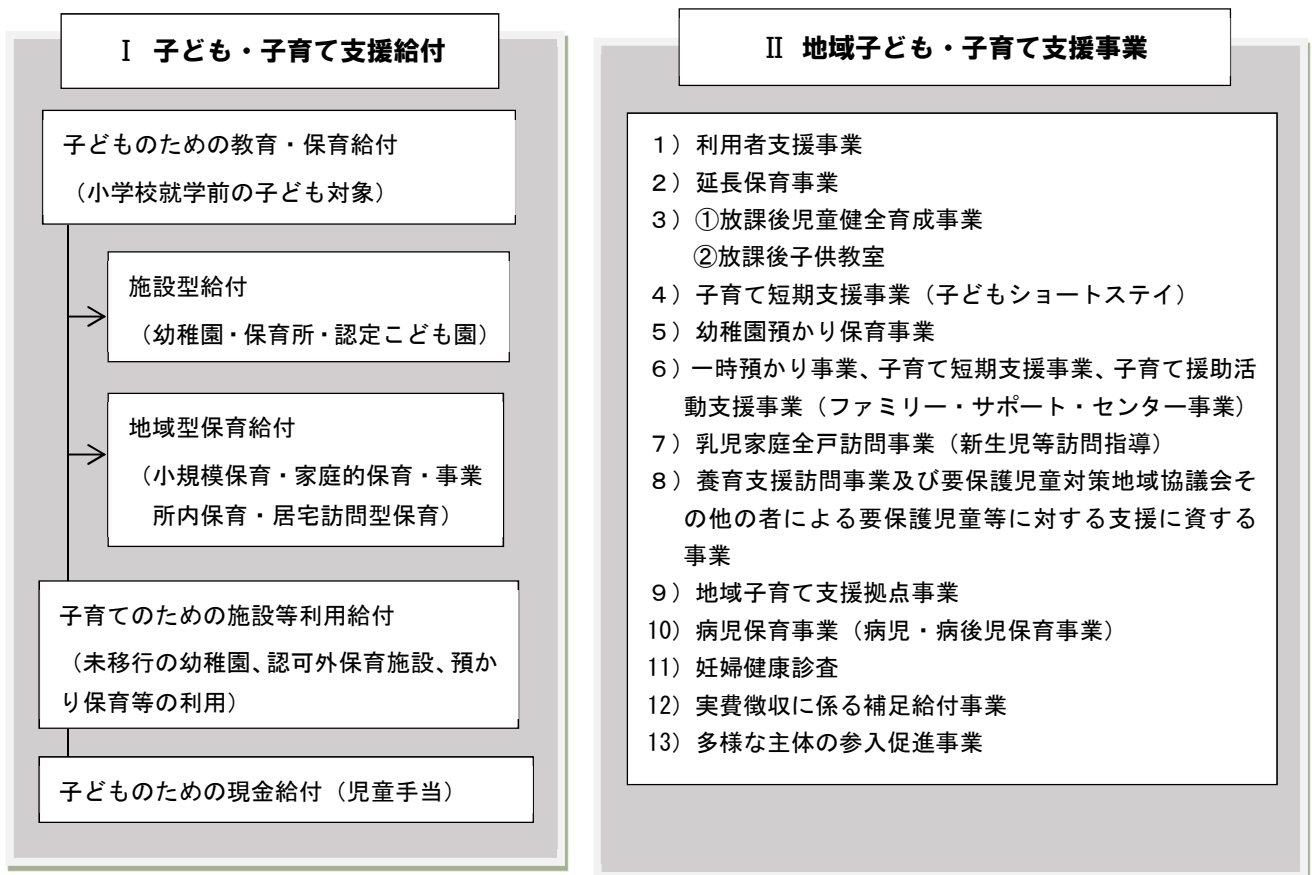
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制

1. 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、幼児教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます



(2) 対象となる施設・事業

①子どものための教育・保育給付（教育・保育施設）

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内 容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。利用料は無償となります。
認可保育園	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	1号：制限なし 2・3号：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能と保育所機能の両方の役割を果たします。0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。

②地域型保育（地域型保育給付）

地域型保育は、市の認可事業として、待機児童の多い0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員3人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子もだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障がい児向け）	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

③子育てのための施設等利用給付

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外（無認可）保育園	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料（月額3.7万円）と幼稚園利用料の無償化の上限額との差額（月額1.13万円）の範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	0歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料（3～5歳までの場合：月額上限3.7万円、0～2歳までの場合：月額上限4.2万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。

④地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「病児・病後児保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。

(3) 保育の必要性の認定

① 支給認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（教育利用）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（保育利用）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（保育利用） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

② 保育を必要とする事由

保育園などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

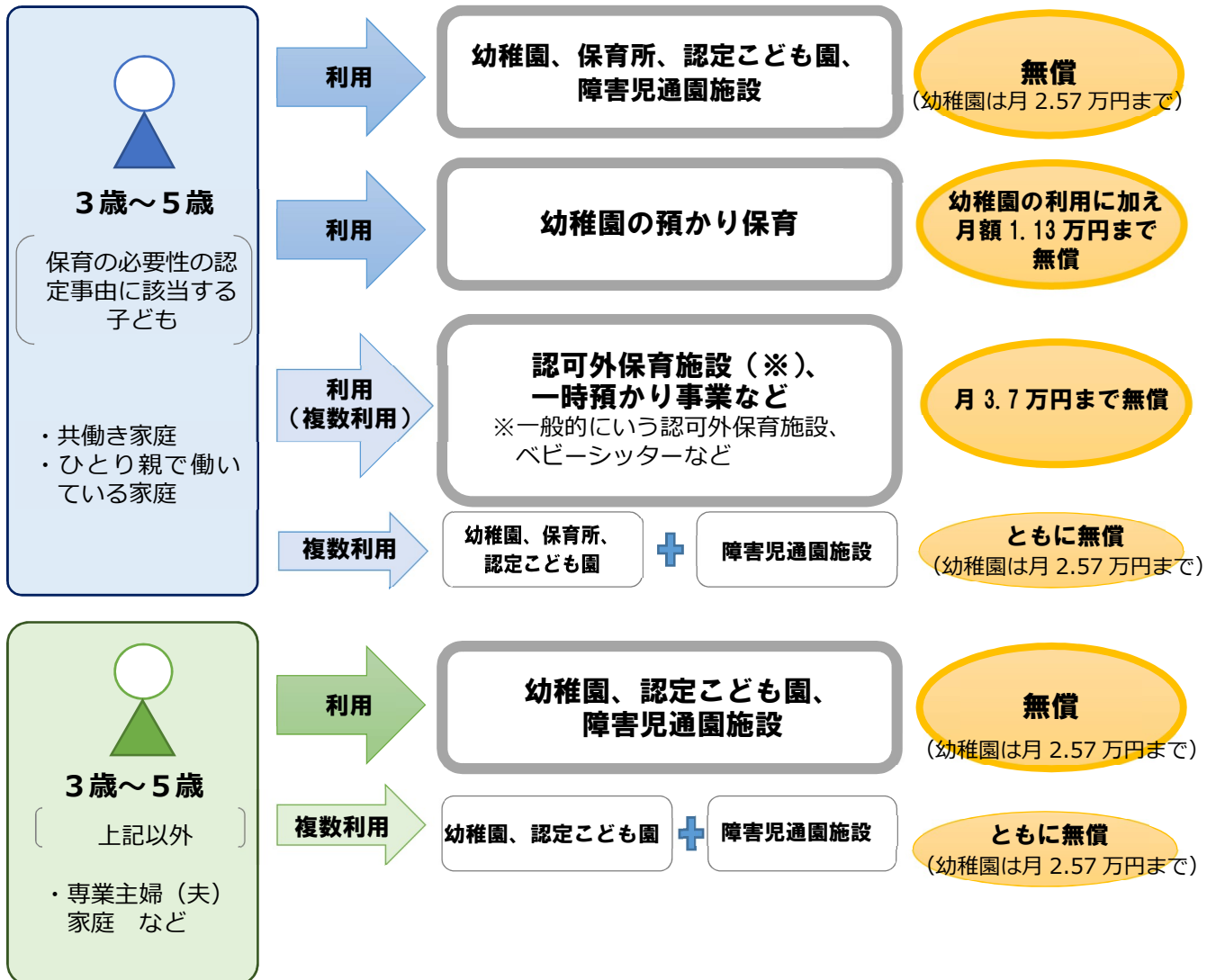
- ・ 就労（月64時間以上）
- ・ 妊娠、出産
- ・ 疾病、障がい
- ・ 同居又は長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動
- ・ 就学
- ・ 虐待やDVのおそれがあること
- ・ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

③ 保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11 時間以内）
- ・「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8 時間以内）

※幼児教育の無償化の具体的なイメージ



（注1）幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となります。

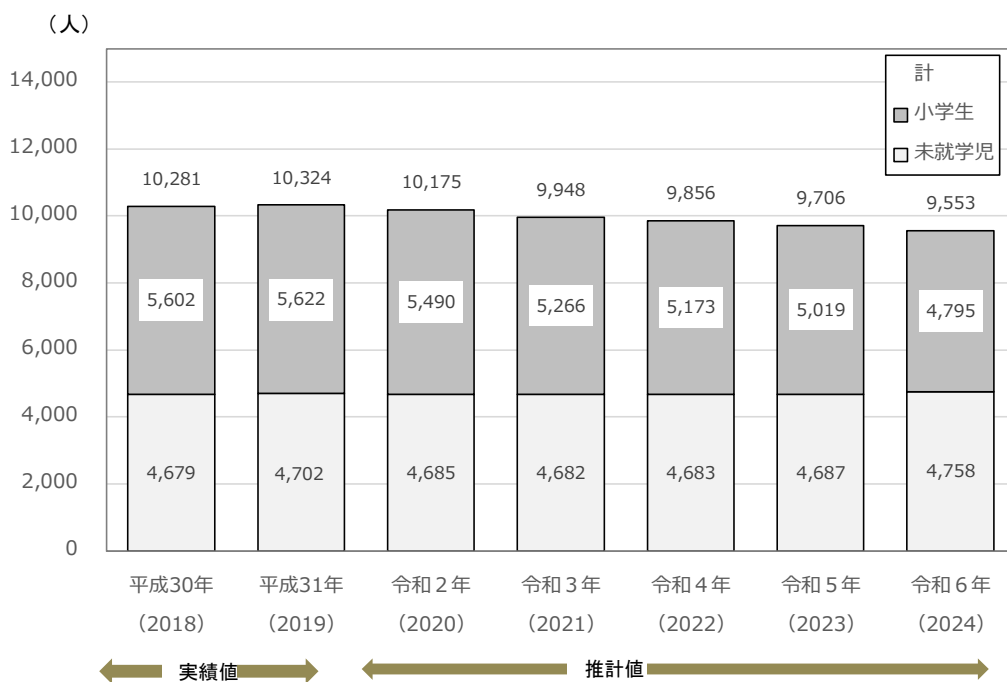
住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。この場合、月4.2万円まで無償。

（注2）上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限り、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間が設けられています。

2. 将来フレーム（将来の子ども人口）

市全体の未就学児は、平成31年の4,702人から令和3年まではやや減少した後、令和4年にはやや増加に転じ、令和6年には4,758人となる見通しです。

また、小学生人口は、平成31年の5,622人から緩やかに減少し、令和6年には現在の約85%の4,795人となる見通しです。



(単位：人)

		実績値		推計値				
		平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
未就学児	0歳	631	686	726	719	712	701	695
	1歳	741	729	803	847	839	830	815
	2歳	773	797	719	791	830	822	814
	3歳	795	821	809	728	801	841	832
	4歳	832	824	808	793	715	785	822
	5歳	907	845	820	804	786	708	780
	小計	4,679	4,702	4,685	4,682	4,683	4,687	4,758
小学生	6歳	893	934	834	810	796	777	697
	7歳	916	913	936	835	808	796	776
	8歳	858	922	910	929	830	804	790
	9歳	1,016	872	916	902	918	822	794
	10歳	956	1,021	873	917	902	918	821
	11歳	963	960	1,021	873	919	902	917
	小計	5,602	5,622	5,490	5,266	5,173	5,019	4,795
0～11歳 合計		10,281	10,324	10,175	9,948	9,856	9,706	9,553

※住民基本台帳（各年3月末時点）

3. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

第1期計画においては、既存の地域特性や次のことを重視し、教育・保育提供区域を設定しています。

1) 供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応できること。

区域を設定した場合、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準等の条件を満たす申請が提出されると認可することになるため、他の区域が供給過多であっても新たに認可することになるので、資源の有効活用が妨げられることは避ける。

2) 子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること。

第2期計画においても、第1期計画を継承し、教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

- ① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域等、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。
- ② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、次表のとおりとします。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

11事業	提供区域	考え方
延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育の実施	市内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とします。
放課後児童健全育成事業 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。
子育て短期支援事業 保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養育施設等において養育・保護	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等	市内全域	利用状況等を踏まえ、市内全域とします。
一時預かり事業 幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施	市内全域	教育・保育施設での利用を含むため、市内全域とします。
病児・病後児保育事業 病児又は病後児について、病院や保育所等の専用スペース等で一時的に保育を実施	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
利用者支援事業 子ども又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等	市内全域	教育・保育施設の活動の一環として、市内全域とします。
妊婦健康診査事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等	市内全域	現状どおり、市内全域とします。

4. 教育・保育の量の見込みと確保の内容

市では、幼稚園、保育園、認定こども園などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。

【量の見込みの考え方】

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、平成27年度からの実績をもとに、推計人口に学校教育・保育の利用率（年齢別人口に対する、利用者数の割合）を乗じて量の見込みを算出しました。

幼稚園等の利用率は、令和元年度を基準値とし、意識調査における潜在的保育ニーズの増加見込みを幼稚園ニーズの減少と捉えて、減少率として加味しました。

保育園等の利用率は、令和元年度を基準値とし、意識調査における潜在的保育ニーズの増加見込み等から、増加率を加味して設定しました。

【提供体制・確保方策の考え方】

幼児教育無償化に伴う、保護者の就労ニーズ、教育ニーズ等を見極めながら、供給量の確保を図ります。

供給量が充足している場合においても、既存の幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合には、積極的な支援を行います。

併せて、公立幼稚園においては、その在り方や役割等を考慮しながら、適正な供給量となるよう定員等について検討を行います。

3号認定については今後も多くの需要が見込まれるため、保育ニーズを踏まえ弾力的な運用により受け入れを行います。また、地域型保育事業により保育定員の拡大を検討します。令和3年度は本市公立保育所民営化等実施計画の検証期間であり、保育ニーズの推移を注視しつつ計画の変更についても検討を進めます。

【幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容及び時期】

「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次の通り設定します。
この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

（１）１号認定（幼稚園、認定こども園等）（２号認定の幼稚園の利用希望を含む）の量の見込み

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)		914	866	845	844	875
内 訳	1号認定	820	777	758	758	785
	2号認定(幼稚園等希望)	94	89	87	86	90
②確保の内容		1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
内 訳	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども等)	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	確認を受けない幼稚園	3	3	3	3	3
	上記以外(幼稚園の預かり保育 長時間・通年)	90	90	90	90	90
②-①		219	267	288	289	258

（２）２号認定（保育園、認定こども園等）の量の見込み

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)		1,412	1,361	1,360	1,392	1,467
②確保の内容 (保育園、認定こども園等)		1,518	1,496	1,496	1,496	1,299
②-①		106	135	136	104	▲ 168

（３）３号認定（保育園、地域型保育、企業主導型保育等）

①0歳児

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)		138	142	147	151	155
②確保の内容		185	185	179	179	161
内 訳	特定教育・保育施設(保育園等)	176	176	170	170	152
	地域型保育	9	9	9	9	9
②-①		47	43	32	28	6

②1・2歳児

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)		810	900	947	967	983
②確保の内容		749	749	734	734	662
内訳	特定教育・保育施設(保育園等)	699	699	684	684	612
	地域型保育	43	43	43	43	43
	企業主導型保育施設の地域枠	7	7	7	7	7
②-①		▲ 61	▲ 151	▲ 213	▲ 233	▲ 321

①地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方

教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています(児童福祉法第34条の15第5項)。

本市では、この原則に則り、本計画に定める教育・保育提供区域の見込量に基づき、地域型保育事業の認可にあたっての需給調整を行います。申請された教育・保育提供区域において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める見込量に既に達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって見込量を超える場合、地域型保育事業の認可をしないことがあります。

②教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の提供にあたっては、家庭での教育とともに、人格形成の基礎なる乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育サービスの提供に、関係機関等と連携して取り組みます。

- 幼稚園と保育所、小・中学校との連携
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

③質の向上のための取組み

子どもの人権尊重の視点に立ち、また、障がいの有無にかかわらず、質の高い教育・保育を利用できるよう、次のような取組みに努めます。

- 職員配置の充実
- 職員の資質向上に向けた研修等の充実
- 運営に関する自己評価、外部評価、第三者評価等の導入支援
- 定期的な情報交換の実施
- 苦情処理委員会の設置
- 府と連携した監査の実施等

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 延長保育事業

【事業概要】

対象：2号認定（3歳～5歳）、及び3号認定（0歳～2歳）の乳幼児

内容：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を行います。

【量の見込みの考え方】

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、令和元年度の利用率を基準値とし、保育園等の利用者に乗じて量の見込みを算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

すべての保育所・認定こども園・小規模保育事業で延長保育事業を実施し、多様化する保護者の就労形態への対応を図っています。令和3年度は本市公立保育所民営化等実施計画の検証期間であり、延長保育も含めた保育ニーズの推移に注視しつつ計画の変更についても検討を進めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	19,737	20,097	20,524	20,992	19,786
②確保方策	人日	19,737	20,097	20,524	20,992	19,786
	箇所	18	17	17	17	15
②-①	人日	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

対象：小学校1年生から6年生まで

内容：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童クラブで生活指導及び適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。

【量の見込みの考え方】

推計人口に放課後児童クラブの利用率（学年別人口に対する、利用者数の割合）を乗じて量の見込みを算出しました。

利用率は、令和元年度の利用率を基準値とし、意識調査における就労ニーズの増加見込み等から、学年ごとの増加率を加味して設定しました。

【提供体制、確保策の考え方】

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、実際の入会者数を見ながら、必要な施設整備や運営体制を検討していきます。

児童数の増加が見込まれる城山台児童クラブについては、ニーズを満たすため新設等の施設整備を図ります。

小学校区		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
木津	①量の見込み	1年生	人	25	24	24	22	25
		2年生	人	35	30	29	30	29
		3年生	人	24	23	20	19	19
		4年生	人	13	11	10	9	8
		5年生	人	2	3	2	2	2
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	99	91	85	82	83
	②確保方策	1年生	人	25	24	24	22	25
		2年生	人	35	30	29	30	29
		3年生	人	24	23	20	19	19
		4年生	人	13	11	10	9	8
		5年生	人	2	3	2	2	2
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	99	91	85	82	83
相楽	①量の見込み	1年生	人	29	25	25	28	26
		2年生	人	33	32	27	28	32
		3年生	人	25	28	27	22	23
		4年生	人	9	8	9	9	7
		5年生	人	0	0	0	0	0
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	96	93	88	87	88
	②確保方策	1年生	人	29	25	25	28	26
		2年生	人	33	32	27	28	32
		3年生	人	25	28	27	22	23
		4年生	人	9	8	9	9	7
		5年生	人	0	0	0	0	0
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	96	93	88	87	88
高の原	①量の見込み	1年生	人	19	19	22	19	18
		2年生	人	14	13	13	15	13
		3年生	人	21	19	17	18	20
		4年生	人	5	8	7	6	7
		5年生	人	4	4	5	5	4
		6年生	人	1	1	1	1	1
		計	人	64	64	65	64	63
	②確保方策	1年生	人	19	19	22	19	18
		2年生	人	14	13	13	15	13
		3年生	人	21	19	17	18	20
		4年生	人	5	8	7	6	7
		5年生	人	4	4	5	5	4
		6年生	人	1	1	1	1	1
		計	人	64	64	65	64	63

小学校区		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
木津川台	①量の見込み	1年生	人	20	12	17	11	11
		2年生	人	18	12	8	11	7
		3年生	人	17	18	12	7	10
		4年生	人	16	15	16	10	6
		5年生	人	5	4	4	4	3
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	76	61	57	43	37
	②確保方策	1年生	人	20	12	17	11	11
		2年生	人	18	12	8	11	7
		3年生	人	17	18	12	7	10
		4年生	人	16	15	16	10	6
		5年生	人	5	4	4	4	3
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	76	61	57	43	37
相楽台	①量の見込み	1年生	人	16	17	26	26	20
		2年生	人	18	18	19	30	30
		3年生	人	11	10	10	10	16
		4年生	人	9	13	11	11	12
		5年生	人	5	5	8	7	7
		6年生	人	4	4	4	6	5
		計	人	63	67	78	90	90
	②確保方策	1年生	人	16	17	26	26	20
		2年生	人	18	18	19	30	30
		3年生	人	11	10	10	10	16
		4年生	人	9	13	11	11	12
		5年生	人	5	5	8	7	7
		6年生	人	4	4	4	6	5
		計	人	63	67	78	90	90
梅美台	①量の見込み	1年生	人	72	58	57	51	45
		2年生	人	68	64	52	52	47
		3年生	人	57	51	47	38	37
		4年生	人	30	30	27	25	20
		5年生	人	10	10	10	9	8
		6年生	人	6	5	5	5	4
		計	人	243	218	198	180	161
	②確保方策	1年生	人	72	58	57	51	45
		2年生	人	68	64	52	52	47
		3年生	人	57	51	47	38	37
		4年生	人	30	30	27	25	20
		5年生	人	10	10	10	9	8
		6年生	人	6	5	5	5	4
		計	人	243	218	198	180	161

小学校区		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
州見台	①量の見込み	1年生	人	51	38	41	31	37
		2年生	人	39	41	31	34	26
		3年生	人	30	36	37	28	30
		4年生	人	29	21	24	25	19
		5年生	人	5	6	4	5	5
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	154	142	137	123	117
	②確保方策	1年生	人	51	38	41	31	37
		2年生	人	39	41	31	34	26
		3年生	人	30	36	37	28	30
		4年生	人	29	21	24	25	19
		5年生	人	5	6	4	5	5
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	154	142	137	123	117
城山台	①量の見込み	1年生	人	83	110	108	117	110
		2年生	人	106	92	123	122	135
		3年生	人	69	88	75	99	96
		4年生	人	30	40	51	44	57
		5年生	人	9	11	15	19	16
		6年生	人	4	5	6	8	9
		計	人	301	346	378	409	423
	②確保方策	1年生	人	83	110	108	117	110
		2年生	人	106	92	123	122	135
		3年生	人	69	88	75	99	96
		4年生	人	30	40	51	44	57
		5年生	人	9	11	15	19	16
		6年生	人	4	5	6	8	9
		計	人	301	346	378	409	423
南加茂台	①量の見込み	1年生	人	16	11	9	12	8
		2年生	人	12	11	8	6	8
		3年生	人	10	10	9	7	5
		4年生	人	9	8	8	8	5
		5年生	人	1	2	2	2	2
		6年生	人	1	1	1	1	1
		計	人	49	43	37	36	29
	②確保方策	1年生	人	16	11	9	12	8
		2年生	人	12	11	8	6	8
		3年生	人	10	10	9	7	5
		4年生	人	9	8	8	8	5
		5年生	人	1	2	2	2	2
		6年生	人	1	1	1	1	1
		計	人	49	43	37	36	29

小学 校区		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
加 茂	①量の見込み	1年生	人	20	16	15	14	14
		2年生	人	17	27	22	21	19
		3年生	人	17	11	16	13	12
		4年生	人	7	9	6	8	7
		5年生	人	6	5	6	4	6
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	67	68	65	60	58
	②確保方策	1年生	人	20	16	15	14	14
		2年生	人	17	27	22	21	19
		3年生	人	17	11	16	13	12
		4年生	人	7	9	6	8	7
		5年生	人	6	5	6	4	6
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	67	68	65	60	58
恭 仁	①量の見込み	1年生	人	1	2	1	2	1
		2年生	人	3	3	5	3	4
		3年生	人	8	4	4	6	5
		4年生	人	2	3	1	2	3
		5年生	人	4	4	6	3	3
		6年生	人	1	1	1	1	1
		計	人	19	17	18	17	17
	②確保方策	1年生	人	1	2	1	2	1
		2年生	人	3	3	5	3	4
		3年生	人	8	4	4	6	5
		4年生	人	2	3	1	2	3
		5年生	人	4	4	6	3	3
		6年生	人	1	1	1	1	1
		計	人	19	17	18	17	17
上 粕	①量の見込み	1年生	人	10	14	10	10	7
		2年生	人	13	10	14	10	10
		3年生	人	3	4	3	4	3
		4年生	人	6	6	7	6	8
		5年生	人	2	1	1	1	1
		6年生	人	1	2	1	1	1
		計	人	35	37	36	32	30
	②確保方策	1年生	人	10	14	10	10	7
		2年生	人	13	10	14	10	10
		3年生	人	3	4	3	4	3
		4年生	人	6	6	7	6	8
		5年生	人	2	1	1	1	1
		6年生	人	1	2	1	1	1
		計	人	35	37	36	32	30

小学校区		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
棚倉	①量の見込み	1年生	人	22	31	17	31	12
		2年生	人	28	22	30	16	31
		3年生	人	13	17	13	17	10
		4年生	人	16	11	14	11	15
		5年生	人	4	4	3	4	3
		6年生	人	2	2	2	2	2
		計	人	85	87	79	81	73
	②確保方策	1年生	人	22	31	17	31	12
		2年生	人	28	22	30	16	31
		3年生	人	13	17	13	17	10
		4年生	人	16	11	14	11	15
		5年生	人	4	4	3	4	3
		6年生	人	2	2	2	2	2
		計	人	85	87	79	81	73

【放課後子ども教室】

●新・放課後子ども総合プラン事業

文部科学省及び厚生労働省は、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、平成30年（2018年）9月に、下記のとおり目標を設定し、新たな「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- すべての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

また、各市町村は、改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針により、上記目標達成に向けた内容を盛り込むこととなっています。

本市では、これを受けて次のような内容で取り組んでいきます。

【事業概要】

対象：放課後子ども教室を開設している小学校区の1年生から6年生まで

内容：市内13小学校区のうち4か所の小学校区で、それぞれの地域の実情に合わせた放課後子ども教室を実施しています。家庭、地域、学校、行政が連携し、地域の大人の見守りの中、自由に遊べ、学べる場所を提供しています。

【提供体制、確保策の考え方】

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施について、各小学校区の協議会を活用し、プログラムの内容・実施日等を検討できるよう定期的に協議します。

放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の小学校の余裕教室の活用を図ります。

運営委員会を設置し、教育委員会と福祉部局の連携の強化を図ります。

■事業実績

項目	令和元年度	令和6年度	小学校区
小学校区	13	13	全ての小学校区での開設を目指し未開設の地域や学校から要望があった場合に開設を検討
開設教室数	8	8	相楽台・高の原・棚倉・南加茂台・南加茂台公民館・木津・城山台・上粕
一体型教室	7	7	相楽台・高の原・棚倉・南加茂台・木津・城山台・上粕

※一体型教室とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小学校内等の活動場所において実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものです。

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

対象：0歳～小学校6年生

内容：保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等（京都大和の家）に入所させ、必要な保護を行います。

【量の見込みの考え方】

0～11歳の推計人口に、平成30年度の利用率を乗じて算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

短期入所生活援助事業（ショートステイ）・夜間養護等事業（トワイライトステイ）を活用して、要保護児童等に対する支援が的確にできるように努めます。

また、広報・ホームページ等を活用し、本事業の周知に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	398	389	385	379	373
②確保方策	人日	398	389	385	379	373
②-①	人日	0	0	0	0	0

（４）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

対象年齢：就学前児童（0～3歳）及びその保護者

内 容：木津東・加茂・山城地域に、それぞれ地域子育て支援センターを設置し、木津西・木津東地域に、それぞれつどいのひろばを設置しています。

【量の見込みの考え方】

0～2歳の推計人口に、平成30年度の利用率を乗じて算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

既存の子育て支援拠点である「子育て支援センター」4か所と「つどいのひろば」3か所にて、引き続き子育て親子の交流の場の提供、子育て支援情報の提供等、子育てに関する相談、各種子育て支援イベントを実施していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(親子延べ利用者数)	人日	41,782	43,808	44,254	43,734	43,195
確保方策(つどいのひろば)	箇所	3	3	3	3	3
確保方策(子育て支援センター)	箇所	4	4	4	4	4

(5) 一時預かり事業

【事業概要】

対象：1号認定及び2号認定（3歳～5歳）、その他0～5歳の乳幼児

内容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

①幼稚園の預かり保育

【量の見込みの考え方】

幼稚園等の見込み利用者数に幼稚園の預かり保育の利用率を乗じて量の見込みを算出しました。

利用率は、平成30年度の利用率を基準値とし、意識調査における就労二一ズの増加見込み等を加味して設定しました。

【提供体制、確保策の考え方】

私立幼稚園で在園児を中心とした預かり保育を実施します。

公立幼稚園における在園児の預かり保育の充実に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	7,955	7,635	7,529	7,645	8,019
③確保方策	人日	7,955	7,635	7,529	7,645	8,019
	箇所	15	15	15	15	15
③-(①+②)	人日	0	0	0	0	0

②幼稚園等以外における一時預かり

【量の見込みの考え方】

0～5歳の推計人口に幼稚園等以外における一時預かりの平成30年度の利用率を乗じて量の見込みを算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

保護者が一時的、緊急的に保育が必要となった場合の対応として、一時預かり事業を実施しています。今後一時的に養育が困難となった家庭に利用してもらえる制度として、さらなる充実に図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	人日	13,361	14,518	15,789	17,183	18,966	
②確保方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	人日	13,361	14,518	15,789	17,183	18,966
②-①	人日	0	0	0	0	0	

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

対象：満1歳から小学校6年生まで

内容：学研都市病院において、病児・病後児の一時保育を行います。

【量の見込みの考え方】

0～5歳の推計人口に病児・病後児保育事業の利用率を乗じて量の見込みを算出しました。利用率は、平成30年度の利用率を基準値とし、意識調査における就労二ーズの増加見込み等を加味して設定しました。

【提供体制、確保策の考え方】

平成27年度から精華町と共同委託している学研都市病院で事業を実施しています。家庭と仕事の両立の推進を図る中で、さらなる事業周知を行い、安心して利用していただけるよう今後も引き続き実施していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	27	27	28	28	29
②確保方策	人日	27	27	28	28	29
	箇所	1	1	1	1	1
②-①	人日	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

対象：概ね3か月～小学校6年生

内容：乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。

実施施設：援助会員宅

【量の見込みの考え方】

3か月～11歳の推計人口に、平成30年度の利用率を乗じて算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

現在1か所で事業を実施しています。現在の提供体制を援助会員増により拡大するとともに、利用会員となる対象者への事業周知を図りながら、より利用しやすい援助を目指します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	398	389	385	379	373
②確保方策	人日	398	389	385	379	373
②-①	人日	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

【事業概要】

対象年齢：就学前児童（0～5歳）のいる保護者

内 容：類似事業として、地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センターを木津西地域を除く3地域で開設しています。

【提供体制、確保策の考え方】

多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を行うための専門職員として、子育て支援担当課に配置します。

地域子育て支援センターや未入園児サポートセンター事業を実施している幼稚園又は保育所、関係機関等と連携し総合的な相談窓口を目指します。

平成29年度に母子保健型を1か所開設しており、今後も引き続き妊産婦の支援を行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	母子保健型	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	母子保健型	箇所	1	1	1	1	1

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

対 象：生後2か月頃の乳児

内 容：保健師が生後2か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【量の見込みの考え方】

令和2年度～6年度の0歳児の推計児童数を量の見込みとして設定しました。

【提供体制、確保策の考え方】

生後2か月頃に実施している乳児家庭訪問を今後も引き続き市保健師にて実施していきます。また里帰りで訪問が行えない場合は里帰り先の市区町村に訪問依頼を行う等、乳児家庭の状況把握に努めていきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	769	762	756	745	739
①量の見込み	件	769	762	756	745	739
訪問率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(10) 養育支援訪問事業

【事業概要】

対象：養育の支援が特に必要な家庭

内容：養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【量の見込みの考え方】

0～11歳の推計人口に、平成30年度の利用率を乗じて算出しました。

【提供体制、確保策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、母子保健事業、要保護児童対策地域協議会等、様々な経路を通じて、本事業による支援を必要としている対象家庭の把握と訪問相談に努めます。

本事業の実施にあたっては、児童相談所、警察、医療機関等、様々な関係機関とのネットワーク強化を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(訪問世帯数)	件	27	28	29	30	31
量の見込み(延べ訪問数)	件	27	28	29	30	31

(11) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

対象：妊娠届出者

内容：妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券（基本券14回、追加券）を発行します。

【量の見込みの考え方】

0歳の推計人口に、平成27年度から平成30年度の過去4年間の平均利用率で今後も推移していくものとして設定しました。

【提供体制、確保策の考え方】

現在実施している計14回の妊婦健診審査の公費負担を今後も引き続き実施するとともに、利用促進に向けた広報周知を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	726	719	712	701	695
①量の見込み	件	868	861	853	840	834
一人当たりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×一人当たりの健診回数)	回	12,152	12,054	11,942	11,760	11,676

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護受給者世帯の子どもが、特定教育・保育施設を利用する際に要する文房具等の教材費、行事費（給食費以外）の補助を行います。

また、低所得世帯及び多子世帯（第3子以降）の子どもが、特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等を利用する際に要する給食費のうち、副食費の補助を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等を行います。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進主体と連携の強化

子ども・子育て支援対策を推進するためには、行政をはじめ市民、保護者、企業、子ども・子育て支援事業者、地域団体等地域社会を構成する各主体が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働していくことが重要です。

そのためには、各主体それぞれが何ができるかを考え、実践に移すことが何よりも求められ、本計画がそのための指針として活用され、子育て・子育ての輪が木津川市全体に広がることが期待されます。

①市民

市民は、子育て・子育て支援は社会の役割であることを認識し、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つように、また、子育て家庭が地域で子育ての悩みを抱えたまま孤立することがないように、温かく見守り、寄り添い、様々な機会をとらえて積極的に応援することが期待されます。

②地域団体、NPO法人、ボランティア団体等各種団体

身近な地域団体としての町内会・自治会や、老人クラブ、民生児童委員協議会、NPO法人、ボランティア団体等、子どもの育ちや子育てに関わる各種団体においては、行政では対応が難しい多様なニーズや身近な地域での相談やきめ細かな子育て支援活動を、主体的に取り組むとともに、行政や警察等関係機関と連携・協働し、子どもの健全育成や交通事故や連れ去り、虐待等の防止などの取組みをさらに推進することが期待されます。

③保護者

保護者は、子育ての第一義的な責任を有していることを自覚し、子どもが家庭での温かなふれあいや日常生活の中で、基本的な生活習慣や善悪の判断、自分を大切にする心と他人への思いやり、社会的な規範など、次代の担い手として、また、次代の親として自立するための基盤となる意識や態度をしっかりと身につけるように育てることが期待されます。

そのためには、母親のみならず、父親もともに子育てや家事を分担し、支え合っていくことが重要です。

また、保護者は、子どもは地域社会の中で育まれていくことを認識し、学校や地域行事などに積極的に参加し、多様な人と交流し、親子で社会とのつながりを持ち、子育ての社会化の輪を次代に広げていくことが期待されます。

④企業等

企業等においては、従業員の多くは子育て中の親であることや、家庭での子どもの養育に親の果たす役割の重要性を認識し、育児休業制度や育児短時間勤務制度の取得促進、事業所内保育など、子育てへの両立支援への配慮、若者の安定就労への協力、一般事業主行動計画策定に向けての取組みなど、子育て家庭を応援する職場づくりが期待されます。

また、地域社会の構成員として、地域の子育て支援活動への参加や子どもたちの職業体験の機会の提供など、子育て支援活動の取組みも期待されます。

⑤教育・保育事業等提供関係者

質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援を家庭や地域に提供するとともに、研修等による質の向上を図ることが求められます。

また、制度の円滑な運営のため、これまで以上に、関係者間の連携が求められます。

⑥行政

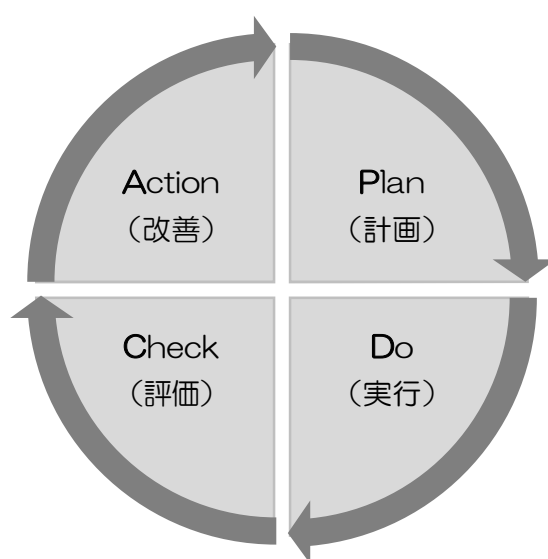
市は、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業及び次世代育成支援対策に関する事業を総合的に提供する主体として、計画を実効あるものとするために関係部局が連携して取り組むとともに、地域団体やNPO法人、ボランティア団体、企業等が主体となって取り組む活動や事業に支援・協力し、地域社会全体で子育て・子育てを支えていく環境づくりを進めます。

また、近隣市町村と広域対応を要する事業等、国や京都府、近隣市町村との連携を密に行い、計画を推進します。

2. 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「木津川市子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



資料編

○計画の策定経過

○子ども・子育て会議の開催状況

○子ども・子育て会議の設置条例

等